

平成25年3月28日

平成25年 第3回

# 東大和市教育委員会定例会会議録

東大和市教育委員会

平成25年第3回東大和市教育委員会定例会会議録

1. 日 時 平成25年3月28日（木曜日）午後1時00分～午後3時59分

2. 場 所 東大和市役所会議棟第6・7会議室

3. 出席委員 1番 鈴木敏彦（委員長）

2番 小泉美佐子

3番 土田 豊

4番 武石修一郎

5番 真如昌美（教育長）

4. 欠席委員 なし

5. 説明職員

学校教育部長 阿部晴彦

社会教育部長 小俣 学

学校教育部  
参事兼

学校教育課長 田代雄己

石井卓之

指導室長

建築課長兼

給食課長 梶川義夫

教育施設担当

堂垣隆志

副参事

社会教育課長 村上敏彰

統括指導主事

岡田博史

社会教育部

中央公民館長

副参事

兼狭山

（国体推進

公民館長

担当）

中央図書館長

6. 書記

庶務係長 福 嶌 まゆ美

主 事 谷 本 惇

○議事日程

- 第 1 仮議席の指定について
- 第 2 第 1 号選挙 東大和市教育委員会委員長の選挙について
- 第 3 議席の指定について
- 第 4 会議録署名委員の指名
- 第 5 第 2 号選挙 東大和市教育委員会委員長第 1 職務代理者及び第 2 職務代理者の指定について
- 第 6 教育長諸務報告
- 第 7 第 2 号報告 事務の臨時代理の承認について
- 第 8 第 3 号報告 事務の臨時代理の承認について
- 第 9 第 4 号報告 東大和市文化財の指定について（答申）
- 第 10 第 8 号議案 東大和市教育委員会事務局職員及び教育機関職員の任免について
- 第 11 第 9 号議案 東大和市教育委員会会議規則の一部を改正する規則
- 第 12 第 10 号議案 東大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則
- 第 13 第 11 号議案 東大和市教育センター設置規則の一部を改正する規則
- 第 14 第 12 号議案 東大和市立学校学校歯科医の解嘱について
- 第 15 第 13 号議案 東大和市立学校学校歯科医の委嘱について
- 第 16 第 14 号議案 東大和市立学校学校医の委嘱について
- 第 17 第 15 号議案 東大和市立第七小学校の通級指導学級及び東大和市立第五中学校の特別支援学級の設置について
- 第 18 第 16 号議案 東大和市立学校産業医の委嘱について
- 第 19 第 17 号議案 平成 25 年度東大和市教育委員会の基本方針について
- 第 20 その他報告事項
  - （1）東大和市学校規模等のあり方検討委員会からの報告書について
  - （2）東大和市立小・中学校アレルギー疾患への対応マニュアルについて
  - （3）通学路における緊急合同点検の結果について
  - （4）東大和市立学校の通級指導学級及び特別支援学級

の通学区域等に関する基準（案）について

- (5) 平成24年度中学生東京駅伝大会の結果について
- (6) 平成25年度教育委員会訪問の日程について
- (7) 東大和市民大学実施要綱（案）について
- (8) 第23回多摩湖駅伝の結果について
- (9) 図書館相互利用及び桜が丘図書館月曜開館利用実績について

---

◎開会の辞

○小泉委員長職務代理者 ただいまから平成25年第3回東大和市教育委員会定例会を開催いたします。

---

○小泉委員長職務代理者 本日の会議は、鈴木前委員長が平成25年3月27日で任期が満了となり、委員長が不在でありますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第4項の規定に基づきまして、委員長が決まるまでの間、私が委員長の職務を行いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

会議に先立ち、ご報告させていただきます。

去る2月26日に開催されました平成25年第1回市議会定例会におきまして、鈴木敏彦氏を教育委員会委員に任命することにつきまして、市議会の同意をいただいております。そして、本日、市長から辞令が交付され、鈴木敏彦氏が平成25年3月28日から平成29年3月27日までの任期で、教育委員会委員に任命されましたので、ご報告をさせていただきます。

それでは、ここで鈴木委員からご挨拶をいただきたいと存じます。

○鈴木委員 今お話ありましたように、今日の午前中に教育長と副市長、立ち会いのもとで教育委員任命の辞令をいただいております。また委員の皆さんの仲間入りをさせていただくことになりましたので、どうぞよろしくお願いいたします。

○小泉委員長職務代理者 ありがとうございます。

---

◎日程第1 仮議席の指定について

○小泉委員長職務代理者 それでは、議事に移らせていただきます。

日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいまご着席の議席といたします。

---

◎日程第2 第1号選挙 東大和市教育委員会委員長の選挙について

○小泉委員長職務代理者 日程第2、第1号選挙 東大和市教育委員会委員長の選挙について、本件を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○小泉委員長職務代理者 説明をお願いいたします。

教育長。

○真如教育長 ただいま議題となりました第1号選挙 東大和市教育委員会委員長の選挙についてにつきまして、ご説明を申し上げます。

委員長の選挙につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条の規定により、教育長を除く委員の中から委員長を選挙することになっております。また、東大和市教育委員会会議規則第6条の規定では、委員長の選挙は互選によるものとされております。互選につきましては、選挙、指名推薦等の方法がありますが、第1職務代理者からお諮り願いたいと思います。

以上であります。よろしくをお願いいたします。

○小泉委員長職務代理者 説明が終わりました。

委員長の選挙につきましては、東大和市教育委員会会議規則第6条の規定により、互選によることとされています。

選出方法につきまして、ご意見のある方はご発言をお願いします。

土田委員。

○土田委員 指名推薦の方法をとることを提案します。

○小泉委員長職務代理者 ただいま指名推薦とのご発言がありましたが、指名推薦とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小泉委員長職務代理者 ご異議なしと認め、委員長の選挙の方法は指名推薦によることとします。

どなたか指名推薦はありますか。

土田委員。

○土田委員 鈴木委員を推薦いたします。

○小泉委員長職務代理者 武石委員。

○武石委員 私も、鈴木委員を推薦いたします。

○小泉委員長職務代理者 ただいま土田委員、武石委員から、鈴木敏彦委員を委員長に推薦したいというご発言がありました。

鈴木敏彦委員を委員長として指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小泉委員長職務代理者 ご異議なしと認め、第1号選挙 東大和市教育委員会委員長の選挙について、鈴木敏彦委員を委員長とすることに決めます。

ここで、鈴木敏彦委員長からご挨拶をいただきます。

○鈴木委員長 ただいま、私にとっては6期目の委員長に再任していただきました。光栄なことではありますが、改めて身の引き締まる瞬間であります。これからの1年間は、学校教育においては教育振興計画の作成、社会教育においては多摩国体の実施等々、重要な年になってまいります。委員の皆さんのご指導と、事務局の方々の積極的なご助言を得て、全力で1年間、燃え尽きるような気持ちで頑張らせていただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

○小泉委員長職務代理者 それでは、委員長が決定しましたので、この後の進行を委員長と交代いたします。

ご協力、ありがとうございました。

---

### ◎日程第3 議席の指定について

○鈴木委員長 それでは、日程第3、議席の指定を行います。

東大和市教育委員会会議規則第5条の規定により、委員の議席は委員長が会議に諮って定めることになっております。

議席につきましては、ただいまのご着席の議席といたしますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、議席につきましては、ただいまご着席の議席に指定します。

---

### ◎日程第4 会議録署名委員の指名

○鈴木委員長 日程第4、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は武石委員をお願いいたします。

---

### ◎日程第5 第2号選挙 東大和市教育委員会委員長第1職務代理者及び第2職務代理者の指定について

○鈴木委員長 日程第5、第2号選挙 東大和市教育委員会委員長第1職務代理者及び第2職務代理者の指定について、本件を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○鈴木委員長 説明をお願いいたします。

教育長。

○真如教育長 ただいま議題となりました第2号選挙 東大和市教育委員会委員長第1職務代理者及び第2職務代理者の指定についてにつきまして、ご説明を申し上げます。

この案件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第4項の規定に基づき、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、あらかじめ教育委員の指定する委員がその職務を行うこととなっております。

当市では、東大和市教育委員会会議規則第7条の規定により、委員長第1職務代理者及び第2職務代理者の2名を互選により指定することとなっております。その方法につきましては、選挙、指名推薦等がありますが、委員長からお諮り願いたいと思います。

以上であります。よろしくお願い申し上げます。

○鈴木委員長 職務代理者は、東大和市教育委員会会議規則第7条の規定によると、第1、第2の2人を互選により指定することになっております。互選の方法には、選挙、指名推薦の方法等がありますが、指名推薦とさせていただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、指名推薦とさせていただき、私から指名をさせていただきます。

第1職務代理者に小泉美佐子委員を、第2職務代理者に土田豊委員を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第2号選挙 東大和市教育委員会委員長第1職務代理者及び第2職務代理者の指定について、第1職務代理者に小泉美佐子委員を、第2職務代理者に土田豊委員を指名します。

それでは、ここでお二人からご挨拶をいただきます。

小泉委員、お願いします。

○小泉委員 ただいま、ご指名をいただきました小泉でございます。第1職務代理者としての任務を、全力を尽くして果たしてまいりたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

○鈴木委員長 ありがとうございます。

土田委員、お願いします。

○土田委員 土田でございます。微力ですけれども、力の限り尽くしたいと思えます。よろしくお願いいたします。

○鈴木委員長 ありがとうございます。

---

### ◎日程第6 教育長諸務報告

○鈴木委員長 日程第6、教育長諸務報告を行います。

教育長。

○真如教育長 それでは、教育長諸務報告をさせていただきます。

平成25年2月19日から平成25年3月27日までの間の諸務報告になります。

お手元にお届けしてあります資料の主なものだけ、今日は大変分量が多いものですから、ご説明を申し上げて報告とさせていただきます。

2月26日、火曜日から3月22日、金曜日まで、平成25年第1回市議会定例会に出席をいたしました。

3月20日、第4回中学生東京駅伝大会開会式に出席をいたしました。後ほど説明があると思います。

それから、3月23日、土曜日、東大和市教育研究会中学校音楽部音楽祭を鑑賞いたしました。この鑑賞は、市内の5つの学校が全てそろいまして、それぞれの吹奏楽、あるいは歌の練習成果を市民に対して報告するものであります。

以上でございます。あとはご覧いただきたいと思えます。

以上です。

○鈴木委員長 教育長諸務報告が終わりました。

ただいまの報告について、ご質疑等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 教育長諸務報告を終わります。

---

◎日程第7 第2号報告 事務の臨時代理の承認について

○鈴木委員長 日程第7、第2号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○鈴木委員長 説明をお願いいたします。

教育長。

○真如教育長 ただいま議題となりました第2号報告 事務の臨時代理の承認についてにつきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、平成24年度東大和市一般会計補正予算(第7号)であります。

一般会計補正予算(第7号)は、第1回市議会定例会に第27号議案として提出され、2月26日に原案どおり可決されておりますが、前回の教育委員会定例会が開かれた時点では、まだ市長との最終の予算調整が終了しておりませんでした。その結果、市議会に提出する前に教育委員会定例会に付すことができず、平成25年2月22日付で事務の臨時代理をさせていただきましたので、今回、教育委員会定例会にご報告を申し上げ、承認をお願いするものであります。

概要につきましては、学校教育関係は学校教育部長から、社会教育関係は社会教育部長からご説明を申し上げます。

以上でございます。

○鈴木委員長 学校教育部長。

○阿部学校教育部長 それでは、平成24年度の東大和市一般会計補正予算(第7号)のうち、学校教育に関する概要につきましてご説明を申し上げます。

資料の1ページをお開きください。

歳入でございますが、13款国庫支出金、2項国庫補助金、7目教育費国庫補助金は6万7,000円の増額であります。これは、要保護生徒就学援助費補助金の増額であります。支給対象者の数が見込みを上回ったためであります。

19款諸収入、5項雑入、1目雑入は、学校教育課で1億5,569万円の増額であります。公立学校施設耐震化支援事業補助金、こちらは平成23年度の繰越事業分でございますが、6,064万5,000円の増額であります。平成23年度の補正予算に計上し、繰越明許費で平成24年度に耐震補強工事を実施しました11校の体育館の耐

震補強工事に係る東京都の補助金であります。次に、公立学校施設冷房化緊急支援特別事業補助金、こちらも平成23年度の繰越事業分でございますが、9,504万5,000円の増額であります。平成23年度の補正予算に計上し、繰越明許費で平成24年度に実施しました小学校の冷房設備設置工事に係る東京都の補助金であります。

続きまして、歳出でございますが、3ページをお開きください。

10款教育費、1項教育総務費、3目教育指導費は62万9,000円の減額であります。

4ページの説明欄をご覧ください。

事業番号2の修学旅行等事業費、13節委託料も同額であります。修学旅行等の付き添い看護にかかわる業務委託の契約差金であります。

2項小学校費、1目学校管理費は76万2,000円の減額であります。

事業番号1の小学校運営費、11節需用費は52万8,000円の増額であります。冬の時期の暖房に伴う燃料費に不足が見込まれるため、増額するものであります。

事業番号2の小学校環境整備事業費、13節委託料は129万円の減額であります。第四小学校校庭芝生化維持管理委託料66万円の減額は、契約差金であります。第八小学校校舎増築用地地盤調査委託料63万円の減額は、設計内容の見直しによるものであります。

4目学校保健衛生費は6万8,000円の増額であります。

事業番号1の健康管理事業費、13節の委託料も同額であります。現在は行われておりませんが、学校における集団予防接種で、かつて使用しておりました水銀体温計を廃棄処分する経費であります。

5ページをお開きください。

3項中学校費、1目学校管理費は444万5,000円の減額であります。

事業番号1の中学校運営費、13節委託料も同額であります。学校施設清掃等業務委託に係る契約差金であります。

2目教育振興費は294万5,000円の増額であります。

事業番号1の就学援助事業費、20節扶助費も同額であります。支給対象の生徒の数が、見込みを上回ったためであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○鈴木委員長 社会教育部長。

○小俣社会教育部長 続きまして、社会教育部の内容でございますが、こちらにつきましては歳出のみでございます。

5 ページをお開きいただきたいと思えます。

10款教育費、4 項社会教育費は324万1,000円の減額であります。

その下、1 目社会教育総務費は378万4,000円の減額であります。

右側のページ、説明欄、中ほどになりますけれども、事業番号7、文化施設管理費、17節公有財産購入費は210万4,000円の減額でございますが、これは（仮称）東大和郷土美術園の用地買収費の契約差金の確定に伴う減額でございます。

続きまして、左側、5 ページをご覧いただきたいと思えますが、3 目図書館費は54万3,000円の増額であります。

右側、6 ページの説明欄、事業番号1、中央図書館管理費は16万2,000円の増額であります。内容は2 件ございまして、まずは9 節旅費3 万円の増額であります。これは図書館で勤務する嘱託員の通勤費が、課内異動等の理由により不足が見込まれたことから補正をするものであります。また、11 節需用費、⑤光熱水費13万2,000円の増額は、昨年夏の猛暑によりクーラーの使用が多かったために、光熱水費に不足が見込まれましたことから補正をするものであります。

続きまして、その下、事業番号2、中央図書館事業費、13 節、書庫本棚設置作業等委託料は38万1,000円の増額であります。これは中央図書館の書庫が満杯な状況でございまして、現在、地区館等に分散されて資料が保存されており、市民からのリクエスト等に迅速な対応ができず、不便をおかけしている状況でございます。この不便さを解消するため、現在、移動図書館車がおさまっております中央図書館書庫の中に書棚を設置し、分散している資料を中央図書館に集め、書庫として運用し、市民サービスの向上を図ってまいります。なお、移動図書館車につきましては、市のマイクロバスが入っておりました車庫が現在空いておりますので、図書館東側、庁用車駐車場の車庫の方へ移動することで、調整をしたところでございます。

最後になりますが、7 ページをお開きいただきたいと思えます。

10款5 項保健体育費は217万8,000円の減額であります。

その下、2 目体育施設費は67万2,000円の増額であります。

右側、8 ページの説明欄、事業番号2、市民体育館管理費、11 節需用費、⑥備品修繕料も同額の67万2,000円であります。これは市民体育館第1 体育室で使用

しております音響設備の状態が悪く、本年9月には国体のスポーツチャンバラ、そちらも控えておりますことから修繕をするものであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第7、第2号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第2号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を承認と決めます。

---

### ◎日程第8 第3号報告 事務の臨時代理の承認について

○鈴木委員長 日程第8、第3号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○鈴木委員長 説明をお願いいたします。

教育長。

○真如教育長 ただいま議題となりました第3号報告 事務の臨時代理の承認についてにつきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、平成25年度東大和市一般会計予算であります。

平成25年度一般会計予算は、第1回市議会定例会に第1号議案として提出され、3月22日に原案どおり可決されておりますが、前回の教育委員会定例会が開かれた時点では、まだ市長との最終の予算調整が終了しておりませんでした。その結果、市議会に提出する前に教育委員会定例会に付すことができず、平成25年2月22日付で事務の臨時代理をさせていただきましたので、今回、教育委員会定例会にご報告申し上げ、承認をお願いするものであります。

概要といたしましては、平成25年度一般会計歳入歳出合計ともに274億6,500万

円で、前年と比較しまして5億5,800万円の増であります。教育費は28億4,131万1,000円で、前年度と比較しまして2億2,734万2,000円の増であります。

詳細につきまして、学校教育部関係は学校教育部長から、社会教育部関係は社会教育部長からご説明を申し上げます。よろしく申し上げます。

○鈴木委員長 学校教育部長。

○阿部学校教育部長 詳細につきまして、ご説明を申し上げます。

なお、予算概要の抜粋をご配付いたしましたので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

それでは、学校教育部に関係いたします平成25年度当初予算につきまして、ご説明をさせていただきます。

説明につきましては、新規事業、レベルアップの事業及び主な事業を中心に説明をさせていただきます。

お手元の平成25年度東大和市一般会計予算書及び説明書（教育費歳入抜粋）の1ページをお開きいただきたいと存じます。

まず最初に、歳入でございます。

12款使用料及び手数料、1項使用料、7目教育使用料、1節小学校使用料と2節中学校使用料につきましては、学校の敷地内に東京電力や東日本電信電話株式会社などの電柱等を設置させていることに伴う土地使用料でございます。

13款国庫支出金でございますが、1項国庫負担金、3目教育費国庫負担金、1節小学校費負担金5,960万8,000円は、公立学校施設整備費負担金で皆増でございます。平成26年度開設の第八小学校の校舎増築工事に伴う増でございます。

次に、2項国庫補助金、7目教育費国庫補助金も、平成24年度と比べ3,723万4,000円の増額でございます。こちらも、第八小学校の校舎増築工事並びに第二中学校の防火シャッター改修工事に伴う増でございます。

以下、歳入につきましては、ほぼ前年度と同様でございますので、説明は省略させていただきます。

次に、歳出につきましてご説明を申し上げます。

お手元の教育費抜粋の予算書の324ページをご覧いただきたいと存じます。324ページでございます。

それでは、10款教育費でございます。

今年度は28億4,131万1,000円で、前年度より2億2,734万2,000円の増額で、率

にして8.7%の増となっております。この主な内容につきましては、歳入でご説明申し上げましたが、第八小学校の校舎増築に伴う増が大きな要因でございます。なお、一般会計に対する教育費の構成率は10.3%となりました。前年度の9.7%から0.6ポイントの増となっております。

それでは、右側の説明欄によりましてご説明を申し上げます。

333ページをお開きいただきたいと存じます。

1項教育総務費、3目教育指導費、事業番号11、教育指導管理事務費は前年度と大きな差はございません。19節負担金補助及び交付金では、学校特色化補助金150万円を新規計上しております。特色ある教育活動を展開するに当たり、創意工夫を生かした学校に対して補助金を交付するものでございます。

続きまして、339ページをお開き願いたいと存じます。

事業番号16、教育センター運営費は、教育センターの運営及び教育相談全般にかかわる事務的経費を計上し、前年度と比べ162万5,000円の増額であります。1節報酬、教育相談員等の報酬では、スクールカウンセラー配置にかかる経費を増額し、教育相談の充実を図っております。東京都の経費で配置されるスクールカウンセラーとあわせて、市内全小中学校に週2回配置することが可能となります。

続きまして、341ページをお開きいただきたいと存じます。

2項小学校費、1目学校管理費、事業番号1、小学校運営費は2億9,622万6,000円で、対前年度比1,317万3,000円の増額であります。18節備品購入費では、小学校増築校舎初度調弁備品購入費など、平成26年度開設の第八小学校の増築校舎の運営に必要な経費を計上したものが主な理由であります。

続きまして、同じく345ページの事業番号2、小学校環境整備事業費は2億6,991万1,000円で、対前年度比1億408万6,000円の増額であります。13節委託料では、第八小学校の校舎増築工事監理委託料、小学校の校舎外壁の維持保全に当たり、全校の調査を委託する経費の増が主な理由となっております。15節工事請負費では、第八小学校の校舎増築工事費の増が主な理由であります。

続きまして、349ページをお開きいただきたいと思っております。

3目特別支援学級費、事業番号2、通級指導学級事業費は1,528万7,000円で、対前年度比1,365万1,000円の増額であります。15節工事請負費は、小学校通級指導学級等設置工事費など、平成26年度開設に向けて第七小学校に通級指導学級等を設置する経費の増が主な理由であります。

357ページをお開きいただきたいと存じます。

3項中学校費、1目学校管理費、事業番号2、中学校環境整備事業費は4,155万円で、対前年度比3,875万円の増額であります。13節委託料では、学校の校舎外壁の維持保全に当たり、全校の調査を委託する経費の増が主な理由であります。15節工事請負費では、水飲栓直結給水化に係る工事費、また第二中学校の防火シャッター改修工事の増が主な理由であります。

3目特別支援学級費、事業番号1、特別支援学級事業費は2,520万9,000円で、対前年度比1,446万5,000円の増額であります。15節工事請負費は、中学校特別支援学級設置工事費など、平成26年度開設に向けて第五中学校に特別支援学級を設置する経費の増が主な理由であります。

続きまして、399ページをお開き願いたいと存じます。

5項保健体育費、3目学校給食費は4億659万9,000円で、対前年度比1,987万7,000円の増額であります。事業番号2、学校給食センター運営費は、15節工事請負費が、第一学校給食センターの屋根等改修工事費、18節備品購入費では、第八小学校の校舎増築に伴う学校配置備品の購入費の増が主な理由であります。

なお、放射能対策といたしまして、年4回の食材等安全検査委託料も計上しております。

続きまして、403ページをお開き願います。

事業番号3の学校給食施設建設事業費は4,263万7,000円で、対前年度比4,088万3,000円の増額であります。13節委託料は、新しい給食センター建設工事設計委託料と新しい学校給食センター建設用地の測量委託料を計上しております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○鈴木委員長 社会教育部長。

○小俣社会教育部長 それでは、引き続きまして社会教育部の説明をさせていただきます。

内容につきましては、主なものということでご説明させていただきます。

恐れ入りますが、教育費歳入抜粋、1ページをお開きいただきたいと思います。

12款使用料及び手数料、1項使用料、7目教育使用料であります。3節社会教育使用料は、郷土博物館観覧料134万5,000円と公民館全5館の使用料71万6,000円の計上であります。2件とも、昨年とほぼ同額であります。

続きまして、3ページをお開きいただきたいと思います。

14款都支出金、1項都負担金、8目教育費都補助金、5節保健体育費補助金は2,820万7,000円であります。内容は3件ございますが、いずれも国体に関する内容であります。1つ目は、国体競技別大会運営費補助金2,143万9,000円で、今年9月29日から開催されますボウリング大会のための経費であります。2つ目は、デモンストレーションとしてのスポーツ行事運営費補助金146万8,000円でありまして、9月22日のスポーツチャンバラ大会のための経費であります。3つ目のスポーツ祭東京2013気運醸成・開催記念事業費補助金530万円は、ただいまご説明しました2種目の内容を市民に啓発し、市全体で国体を盛り上げて成功に導くための経費であります。

続きまして、その下、3項委託金、6目教育費委託金、2節社会教育費委託金2万円は、文化財保護・保存事務交付金でありまして、昨年と同額であります。

続きまして、5ページをお開きいただきたいと思います。

15款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、2節物品貸付収入は、中央公民館の電子複写機の貸付収入7万4,000円、並びに印刷機の貸付収入48万2,000円であります。

続きまして、その下、2目物品売払収入、1節物品売払収入の社会教育課、市刊行物売払収入の17万円は、社会教育課で販売しております東大和市史等の収入であります。

続きまして、7ページをお開きいただきたいと思います。

19款諸収入、5項1目1節雑入は全部で9件ございます。まず社会教育課でございますが、郷土博物館の講座参加者負担金3,000円と運動施設、これは具体的には警視庁桜が丘グラウンドと立川の自治大学校の施設でございますが、こちらの利用者負担金が5万4,000円、ボウリング教室参加者負担金3万5,000円、ロードレース大会参加者負担金35万6,000円、そして郷土博物館の電子複写機使用料9,000円でございます。次の中央公民館につきましては、電子複写機使用料35万6,000円と電話使用料1,000円でございます。3つ目の中央図書館につきましても、電子複写機使用料27万6,000円と電話使用料1,000円でございます。

その下、2目1節弁償金につきましては、中央図書館の資料弁償金1,000円あります。

歳入は以上でございます。

これより歳出の説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、歳出の教育費抜粋予算書、363ページをお開きいただきたいと思ひます。

10款教育費、4項社会教育費、1目社会教育総務費3億7,923万4,000円は、昨年度と比べ4,326万4,000円の減額で、率にして10.2%の減となっております。

右側のページの説明欄をご覧くださいと思ひます。

事業番号2、社会教育事務費は275万4,000円で、昨年度に比べ121万4,000円の増額で、率にして78.8%の増となっております。主な理由としましては、平成22年4月に導入いたしました市民体育館の指定管理者制度に伴って体育課がなくなり、社会教育課が体育施設の運営管理以外の事務を社会体育事務費の中で行ってまいりました。しかしながら、25年度予算では、社会体育事務費を社会教育費の中に組み入れ、統合をいたしました。そのことから、社会教育事務費の臨時職員賃金が1人分増えまして、合計2人分の経費となり、同様に旅費、郵便料が増となったものであります。

続きまして、365ページをお開きいただきたいと思ひます。

事業番号3、社会教育委員活動費165万円は、昨年度に比べ1万5,000円の減額で、率にして0.9%の減となっております。事業内容につきましては、昨年度とほぼ同様の内容でございます。

その下、事業番号4、成人式事業費84万4,000円は、昨年に比べ2万1,000円の増額で、率にして2.6%の増となっております。主な理由でございますが、成人式の式典後に使用します抽せん会での商品は、これまで毎年9月に補正予算の議決をいただき、その後、購入をしてまいりました。しかしながら、新年度では、この経費を当初予算に盛り込み、早目に動いていこうという目的から増額となったものでございます。

一番下、事業番号5、社会教育関係団体育成事業費604万4,000円は、昨年に比べ5万3,000円の減額で、率にして0.9%の減となっております。減の主な理由でございますが、喜多方市山都町とは隔年で文化祭の参加交流のため、文化協会の方々が行き来をしてまいりまして、それに職員も随行するというこゝで、宿泊に要する費用を計上してまいりました。平成25年度は、山都町の方が東大和市に来る年ということで、宿泊経費がかからないということで減となっております。

続きまして、367ページをお開きいただきたいと思ひます。

事業番号6、文化財保護・保存事業費1,141万2,000円は、昨年に比べ338万円

の増額で、率にして41.7%の増となっております。増の主な理由としましては、平成12年度で中断をしておりました「里正日誌」の読み下し委託料80万円と、その製本にかかる印刷製本費301万円を計上したことから経費の増となっております。

その下、事業番号7、文化施設管理費222万3,000円は、3,442万6,000円の減額で、率にして95.3%の減であります。主な理由としましては、（仮称）東大和郷土美術園の土地購入が終了したことによるものであります。

続きまして、370ページをお開きいただきたいと思います。

2目公民館費は7,492万3,000円で、昨年に比べ415万8,000円の増額で、率にして5.9%の増となっております。

右側の説明欄をご覧くださいと思います。

一番下、事業番号1、中央公民館事業費3,861万5,000円は、昨年に比べ366万9,000円の増で、率にして10.5%の増となっております。増の主な理由としましては、平成24年度に行いました中央公民館の耐震診断調査委託の結果、安全面で耐震基準を下回ったことから、耐震工事に向けました耐震補強設計委託料826万4,000円を計上しましたこと、また平成23年度に設置をいたしました中央公民館の空調設備、こちらの清掃委託料68万6,000円を新規に計上したことによるものであります。

続きまして、375ページをお開きいただきたいと思います。

事業番号2、南街公民館事業費313万円は、昨年に比べ8,000円の増額で、率にして0.3%の増であります。内容的には、ほぼ昨年同様でありますので、説明を省略させていただきます。

恐れ入りますが、377ページをお開きいただきたいと思います。

事業番号3、狭山公民館事業費1,563万5,000円は、昨年に比べ313万8,000円の減額で、率にして16.7%の減であります。主な理由としましては、平成24年度に中央公民館同様に耐震診断を実施し、終了しましたことで、耐震診断調査委託料が皆減となっております。なお、耐震診断の結果につきましては、耐震基準を満たす内容でありましたので、今後、耐震工事の予定はございません。

恐れ入りますが、379ページをお開きいただきたいと思います。

事業番号4、蔵敷公民館事業費1,435万8,000円は、昨年に比べ360万2,000円の増額で、率にして33.5%の増であります。主な理由としましては、平成24年度に

実施いたしました中央公民館と狭山公民館同様に耐震診断を行うため、耐震診断調査委託料325万5,000円が計上されたことによるものであります。

続きまして、383ページをお開きいただきたいと思います。

事業番号5、新堀地区会館で行う公民館事業費と、その下、事業番号6、上北台公民館事業費は、ほぼ昨年同様でありますので、説明を省略させていただきます。

恐れ入りますが、384ページをお開きいただきたいと思います。

3目図書館費は1億1,570万2,000円で、昨年に比べ255万3,000円の増額で、率にして2.3%の増となっております。

右側の説明欄をご覧くださいと思います。

事業番号1、中央図書館管理費7,391万4,000円は、昨年に比べ267万4,000円の増額で、率にして3.8%の増となっております。主な理由といたしましては、13節委託料、一番下にございます中央図書館南側壁面のタイル落下を防ぐために必要な、外壁赤外線調査委託料177万円を新規で計上したことによるものであります。

387ページをお開きいただきたいと思います。

事業番号2、中央図書館事業費2,647万9,000円は、昨年と比べ22万2,000円の減額で、率にして0.8%の減となっております。減の理由としましては、移動図書館車の運転につきまして、これまで委託で行ってございましたけれども、受託できる業者がないということで、今後、臨時職員で対応していくということにしたため、その分の経費を賃金41万7,000円といたしまして、これを中央図書館管理費のほうへ移行したことにより減となっております。

その下、事業番号3、桜が丘図書館事業費並びに事業番号4、清原図書館事業費につきましては、ほぼ昨年と同様でありますので、説明を省略させていただきます。

続きまして、388ページをお開きいただきたいと思います。

4目郷土博物館費4,028万9,000円は、昨年に比べ127万5,000円の減額で、率にして5.0%の減となっております。

右側の説明欄でございますが、事業番号1、郷土博物館管理費3,185万1,000円は、昨年に比べ167万円の減額で、率にして5.0%の減となっております。主な理由につきましては、昨年度実施しました非常照明用蓄電設備交換工事が終了した

ことによるものであります。

続きまして、393ページをお開きいただきたいと思います。

事業番号2、郷土博物館事業費843万8,000円は、昨年と比べ39万5,000円の増額で、率にして4.9%の増となっております。内容につきましては、昨年とほぼ同様であります。郷土博物館の事業を紹介する新聞折り込みの経費、こちらにつきましてはこれまで年1回でございましたが、これを2回に増やしたことで、来館者の増につなげてまいりたいと考えております。

恐れ入りますが、392ページを、左側、ご覧いただきたいと思います。

5項保健体育費、1目保健体育総務費1億2,241万3,000円は、昨年と比べ2,662万6,000円の増額で、率にして27.8%の増となっております。

続きまして、395ページをお開きいただきたいと思います。

事業番号2、スポーツ推進委員活動費308万7,000円は、昨年と比べ26万1,000円の減額で、率にして7.8%の減となっております。主な理由といたしましては、昨年度、スポーツ推進委員の任期替えに伴い、新しい委員へのトレーニングウェアを購入した経費34万7,000円が減になったこととございます。

その下、事業番号3、スポーツ振興事業費873万円は、昨年と比べ252万7,000円の減額で、率にして22.4%の減となっております。今年度の特徴といたしましては、平成25年9月に国体が開催されることから、毎年、同時期に行っておりますふれあい市民運動会、こちらを1年間お休みすることにしたため、その経費、約308万円を皆減したことによるものであります。

続きまして、397ページをお開きいただきたいと思います。

事業番号4、日本初女子フルマラソン開催地記念事業費518万2,000円は、新規事業であります。この事業は、昭和53年4月に多摩湖周辺で日本初の女子だけのフルマラソン大会が開催されましたことを記念して、全国にPRし、大会の知名度を上げるとともに、今後の大会運営を一層盛り上げていくことを目的とするものであります。具体的には、来年3月開催予定の多摩湖駅伝の開会に先立ち記念碑の除幕を行い、招待選手と一緒に走ろうということを考えております。経費につきましては、詳細を申し上げますと、招待選手への謝礼として20万円、記念碑の除幕式開催委託料として59万9,000円、招待選手の宿泊施設使用料13万円、記念碑の建設工事費として425万3,000円を計上いたしました。想定では、招待選手の人数は2チームで10人と考えておりますが、選手の選定や記念碑の形状、設置す

る場所等はまだ決まっておりませんので、今後調整して進めてまいります。

その下、事業番号6、スポーツ祭東京2013運営事業費5,241万9,000円は、昨年に比べ2,808万2,000円の増額で、率にして115.4%の増であります。主な内容といたしましては、本年9月29日から始まります国体本大会にかかわる経費であります。新年度予算には、大会期間中従事する職員のための手当として251万円、旅費4万9,000円、そして実行委員会へ交付する負担金4,986万円を計上いたしました。この負担金によりまして、ボウリング並びにデモンストレーション競技のスポーツチャンバラの運営、また市民への啓発等を行ってまいります。

恐れ入りますが、左側、396ページ、中段になりますけれども、ご覧いただきたいと思えます。

2目体育施設費1億4,352万7,000円は、昨年に比べ2,749万5,000円の増額で、率にして23.7%の増となっております。

右側のページになりますが、事業番号1、体育施設運営費1億4,352万7,000円は、昨年に比べ4,791万円の増額で、率にして50.1%の増となっております。主な理由であります。前年度まで市民体育館管理費というのが別の事業として計上されておりましたけれども、新年度の予算の策定に当たり、こちらに統合したということでございます。そして、そのことによりまして市民体育館の用地借上料1,782万8,000円が増となっており、また上仲原公園テニスコートの改修工事費2,503万2,000円、そして市民プールの歩道橋補強等工事費383万6,000円が計上されたことによるものであります。

以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○鈴木委員長 説明が終わりました。お疲れさまでした。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

小泉委員。

○小泉委員 詳しい説明をいろいろとありがとうございました。この予算概要の抜粋を拝見させていただきまして、平成25年度の優先施策として、社会教育、学校教育ともにいろいろな施策が掲げられており、歳出の予算も昨年度と比較をしてアップをしているということにととてもうれしく思いました。先ほど教育長さんのほうからご説明がありましたけれども、教育費が2億強の予算が増額されているということは、市が教育にかける思いとともに、また教育委員会の皆様方が一致団結して取り組んでいる努力の結果ではないかと、予算増額、とてもありがたく

思いました。

先ほど社会教育部長さんの方からも説明がありましたので、日本初の女子フルマラソンの開催地であったということ、これはちょっと私も知らなかったのですが、まだまだ市民の間では浸透していないことではないかと思しますので、ぜひこれを機会にどんどん進めていっていただいで、駅伝等とともに、東大和市の事業の1つとして定着させていただけたらうれしいと思っております。

それで、あともう1点、お尋ねしたいのですが、学校教育の関係で、学校特色化補助金でしょうか、これが出ておりますが、創意工夫を生かした学校に対して補助金を交付するということですが、少し詳しくお聞かせいただけますでしょうか。

○鈴木委員長 指導室長。

○石井学校教育部参事兼指導室長 学校特色化補助金についてでございますが、今現在、特色ある教育活動というのが各学校に求められております。来年度は教育委員会といたしましても、小中連携から内容面での小中一貫を目指して特色化を進めてまいります。その際、中学校区を中心として、例えば五中学区では学力の向上を図ろう、その場合に小学校では何を、中学校ではそれで何を、ということを経長間で相談をしていただきまして、各学校ごとに企画をつくっていただきます。その企画を教育委員会にプレゼンをしていただいで、最大10万円というところで学校に補助金をつけていく計画でございます。

以上でございます。

○鈴木委員長 社会教育部長。

○小俣社会教育部長 新年度の重点施策になっております日本初の女子フルマラソンの開催地記念事業についてでございますが、こちらにつきましては市役所のほかの部署の職員がラジオでそのことを聞きつけまして、私どもも日本初ということですから、何か事業にできないかということを経員みんなで話をして、今回事業につなげたというところでございます。私どもも知らなかったということもありまして、市民の方もまだまだ知らない方がいらっしゃると思うので、啓発といひますか周知をしていく、当然のことと思っておりますし、これはただ建てただけということでは、非常に高いものになってしまいますので、今後、関係部署とも連携をしまして、例えばウォークラリーのポイントにさせていただくとか、いろんな事業と一緒にさせていただいで、活用していくことも考えていかなければ

いけないと思っっているところでございます。今後さまざまPRしまして、市民の皆様の中にも浸透をして、多摩湖に市外の方もたくさんおいでいただけるような、取組みにしていきたいと思っております。

以上です。

○鈴木委員長 小泉委員。

○小泉委員 ぜひよろしく願いいたします。

それで、あと学校特色化、1校につき10万円の予算ですか。これは15校に対して、全校に対しての予算分があるということですか。

○鈴木委員長 指導室長。

○石井学校教育参事兼指導室長 この予算ですが、均等に出す予算ではなく、企画書をもとに最大10万円、ですから企画によっていろいろ、恐らく査定は違ってくると考えております。

以上でございます。

○小泉委員 わかりました。ありがとうございます。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 僕も全予算に占める割合が10.3%になったということ、大変、皆様のご努力とかご苦労、心から感謝したい。ただ、ちょっと僕自身としては、まだ教育全体としては、全予算に占める割合がもう少し足りないのではないかという感じはします。

それと、この里正日誌というのは、平成12年で一度中断したというお話、それまではどういうことが行われて、これからどういうふうなことを行われるのか、ちょっと説明していただきたい。

○鈴木委員長 社会教育課長。

○村上社会教育課長 里正日誌につきましては、平成4年度から読み下し原稿の作成を開始いたしまして、5年度に9巻、6年度に第7巻、7年度に10巻と1年1巻のペースで発行してまいりました。その後、この読み下し作業、あるいは印刷製本の費用が予算化されませんで、読み下し作業は12年まで続けておりましたが、一旦中断してしまい、25年度からまた読み下しを専門の方をお願いをして、8巻の読み下し作業が終わっておりますので、こちらについて25年度に発刊をして、順次、読み下しが完了し次第、1年に1冊のペースでやっておこうというものでございます。

以上でございます。

○鈴木委員長 社会教育部長。

○小俣社会教育部長 里正日誌そのものについてでございますけれども、こちらについては旧蔵敷村の内野家に残るものでありまして、貴重な郷土資料ということで、昭和55年の4月1日に市の指定の文化財となつてございます。こちらについては全資料を全12巻に分けて発刊することが目標と、完成ということを用意しておきまして、平成12年度ですか、これは財政状況の理由が大きかったと思うのですが、作成が止まったということでありまして、これから再開をいたしますので、残りの分を、課長が申し上げましたとおり、予定ではありますが完成させまして、最終的には平成33年度に全て終了するというような見込みで、実施計画をのせさせていただきます、今回予算の計上につながつたものでございます。

以上です。

○鈴木委員長 ほかにありませんか。

では、私のほうから何点かお願いします。

まず予算編成、それから市長部局との交渉等、大変事務方、ご苦労なさいと思います。大変お疲れさまでした。お礼申し上げます。

細かいところですけども、郷土博物館の事業PR、年1回の新聞折り込みを年2回にしたということは、やはりとにかく市民に周知するということが非常に何事によらず大事で、これは方向としては細かいことでもあるけれども、大変貴重な事業だと思いますので、この考え方を全てに及ぼすような考え方でやっていただきたいと思いました。

それから、学校教育のほうですけども、学校特色化補助金ですけども、これは東大和市の今までの会計処理の論理からいうと、ちょっと異質であつたかもしれないですけども、教育委員会の考え方をよく市長部局に伝えて、説得していただいて、獲得していただいた、本当に画期的なことだと私は思っていて、ありがたく思っています。ぜひこれを有効に活用していただいて、しかも実績をよく点検していただいて、事業の趣旨が反映されるように、各学校または市民にもPRしていただきたいと、このように思いました。

それから、女子マラソン発祥の地ということで、よく考えてみれば日本に1つしかないことですよね。非常にPRの仕方によっては、うまく活用できる内容だと思うし、東大和市という市の枕にかぶせて使えるような、そういう内容だと思

いますので、これからのことでありますけれども、さまざまところでいろんな事柄で東大和市を売り出すときに、使っていただくような方向でお願いしたいと、こう思っております。

最後に、教育委員会が市長にお願いに伺ったときに、幾つかの事柄がかなり配慮されて、考慮に入れていただいて実現しておりますけれども、一つ社会教育関係で、国体が行われ今年は非常に手薄になることが予想されるので、職員の増をお願いしたいということをお願いしておいたと思うのですけれども、この点はどのように回答があったのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○鈴木委員長 社会教育部長。

○小俣社会教育部長 3点、お話をいただいておりますけれども、1点目は博物館のPRについてでございます。

こちらにつきましては、博物館の来館者、ここ何年か横ばい状態でございます。郷土博物館、東大和市の売りでもありますので、たくさんの方においでいただきたいと、職員一同、考えているところでございまして、その中でどういう施策を打って、たくさんの方に来ていただけるかということ、職員ともども考えて話しているところでございます。

1つとしましては、先日行いましたつるしびな、ひな祭りのとき、市民の団体でつるしびなを行っている団体がございまして、そちらと一緒に博物館が企画展示をいたしました。古いひな祭りのお人形と一緒につるしびなを飾りまして行ったところ、9日間で1,800の方においでいただきました。これは1つには、博物館の職員としても非常にびっくりした状況でございまして、やはり博物館にたくさん足を運んでいただく施策を今後も考えていきたいと思っております。

1つとしましては、先日、多摩湖駅伝を行いましたけれども、その事業の中で写真連盟の皆様においでいただきまして、人数は10人でした。駅伝の走っている姿とか表彰式の姿とか、いろいろ撮っていただきました。それにとどまらず、その撮った写真を、4月には博物館のロビーで展示を予定しております。

こういうことで、直接的な博物館の事業だけでなく、さまざまな事業とコラボしながら、一緒にやることでたくさんの方々においでいただき、博物館を知ってもらい、それから見てもらう、そういう今後取組みをしていきたいと思っております。さまざま考えられますので、今後も同様な事業を考えてまいります。

それから、フルマラソンにつきましては、日本に1つ。おっしゃるとおりでござ

ざいまして、こちらにつきましては枕言葉もそうですし、冠的なそういうものにしていきたくと常々思っております。ほかの部でも行っております事業に絡めて、市民に周知もしていきたくと思っておりますし、こちらについては今後の活用、フルマラソン、日本発祥の地ということで、さまざまなことを考えていけると思っていますので、職員と話をし、ほかの部とも連携しながら進めていきたくと思っております。

最後に、国体に関する職員体制でございますが、委員長にも、教育委員の皆様にもご支援いただきまして、職員増ということでお話いただいて大変ありがとうございました。しかしながら、4月1日の人事異動を踏まえて、職員体制につきましては定数の増にはなっておりません。そういう中で、今おります職員が、リハーサル大会などを昨年行いましたので、その知識と経験を生かして本大会に臨んでいきたくと思っております。ただ、社会教育課の中で、先ほど申し上げましたふれあい市民運動会は1年間お休みさせていただくというお話でありますけれども、そこを手がけております職員1人を、国体が終わるまで国体のほうの職員に配置異動しまして、課長、係長、職員2人、合計4人で行っていこうということで話を整えた状況でございます。国体もさまざま、リハーサルを行ってみて非常に手がとどかなかったり、考えが及ばないことたくさんございました。そういうことの反省を踏まえて、職員ともども行っていきたくと思っております。

結果につきましては、以上でございます。

○鈴木委員長 指導室長。

○石井学校教育部参事兼指導室長 今、委員長のお話にもございましたが、この学校特色化補助金というのは、委員長を初め、やはり委員の皆様の後押しがあって実現した施策だと考えております。そして、先日の庁議でも、市長からお話をいただきまして、やはり成果目標を具体的に校長が見据えて立てて、それに向かって取組む、それがなくしては成果は出ないと思っておりますので、そのところをまた企画書等にもしっかりと盛り込むように、校長たちにはお話をしていきたいと思っております。また、その取組みにつきましては、10月の「教育の日やまと」、ここにおいて中学校区を中心に発表していきたいと考えています。

以上でございます。

○鈴木委員長 学校教育関係でもう一点、質問があるのですが、理科教育振興法に基づくことでしょうか、環境整備事業費として小中それぞれ20万円ずつ配

分されておりますけれども、これは過去もずっと続いて配分されていたのでしたでしょうか。

学校教育課長。

○田代学校教育課長 理科備品の関係ですけれども、1校当たり20万円ということで、小中ともに予算措置をしております。これにつきましては、平成21年度から継続してこの予算を計上しております。

以上でございます。

○鈴木委員長 わかりました。

さっきの社会教育のほうで国体の関係ですけれども、この間の多摩湖マラソンもそうですけれども、見ていて、やっぱり参加したりしている人が受ける印象は、当日の運営がスムーズだということ、準備が整っているということが、非常に参加者にとって印象を良くするか悪くすることの決め手になると思います。だから、国体も、多摩地区は初めて運営することになるので、やはり全国からお客さんが見えるので、東大和市の印象を良くしてもらって帰っていただくには、スムーズな運営、そのためにはやはり手数、非常に重要な要素だと思っております。だから、これから細かな企画をしていく段階で、必要な分はやはり臨時職員でもいいですから、なるべくそういう人も助けていただくようなことも考えて、市長にお願いしながらよい印象を持って全国のお客さんが帰っていただくように、東大和市がそのように皆さんに喜んでいただけるような結果を出していただくようにしたいと私は願っておりますので、ぜひひとつまたご配慮願いたいと思います。

以上です。

予算については質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第8、第3号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第3号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を承認と決めます。

---

◎日程第9 第4号報告 東大和市文化財の指定について(答申)

○鈴木委員長 日程第9、第4号報告 東大和市文化財の指定について(答申)、

本件を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○鈴木委員長 説明をお願いいたします。

教育長。

○真如教育長 ただいま議題となりました第4号報告 東大和市文化財の指定について(答申)につきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

東大和市文化財の指定につきましては、平成24年11月28日付で、東大和市教育委員会から東大和市文化財専門委員へ諮問したものに対する答申でございます。

答申の内容は、諮問した3件全てを文化財指定とするものでございます。また、答申には高木獅子舞、旧獅子頭につきまして、製作年代、または時代に関し、さらに調査、研究を続けるべきとの付帯意見がございましたので、ご報告させていただきます。

指定理由等の詳細につきましては、別紙のとおりでございます。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第9、第4号報告 東大和市文化財の指定について(答申)、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第4号報告 東大和市文化財の指定について(答申)について、本件を承認と決めます。

---

### ◎非公開会議の宣告

○鈴木委員長 ここで会議の非公開についてお諮りいたします。

日程第10、第8号議案 東大和市教育委員会事務局職員及び教育機関職員の任免については、人事案件であることから会議を非公開としたいと思いますが、これに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○鈴木委員長 賛成者全員。よって、会議は非公開といたします。

さらに、本日の会議録及び会議資料の取り扱いにつきましてお諮りいたします。

本案の会議録及び会議資料につきましては、平成25年4月1日までの時限秘としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、そのように取り扱いをいたします。

ここで関係者以外の退場を求めます。

(該当者退場)

---

◎日程第10 第8号議案 東大和市教育委員会事務局職員及び教育機関職員の任免について

○鈴木委員長 日程第10、第8号議案 東大和市教育委員会事務局職員及び教育機関職員の任免について、本件を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○鈴木委員長 説明をお願いいたします。

教育長。

○真如教育長 ただいま議題となりました第8号議案 東大和市教育委員会事務局職員及び教育機関職員の任免についてにつきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、人事案件であります。平成25年3月22日付で内示がございましたので、ご説明を申し上げます。

まず、中央図書館長の野口弘が、3月31日付退職のため、市長部局へ出向いたします。

また、建築課長の堂垣隆志が、3月31日付退職のため、学校教育部副参事(教育施設担当)を解きます。

さらに、学校教育部副参事(統括指導主事)の岡田博史が、東京都に帰任いたします。

4月1日付異動では、学校教育課長の田代雄己が、市長部局へ出向いたします。新しく教育委員会に出向となり、任命する者としまして、東京都からの派遣で

小板橋悦子が、学校教育部副参事（統括指導主事）になるものであります。

また、岩本尚史が学校教育課長に、小泉光信が建築課長に、兼ねて学校教育部副参事（教育施設担当）に、関田実千代が中央図書館長になるものであります。

教育委員会内部異動といたしまして、中央公民館長兼狭山公民館長事務取扱の乙幡正喜が、兼狭山公民館長を解き、中央公民館長となるものであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

（発言する者なし）

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第10、第8号議案 東大和市教育委員会事務局職員及び教育機関職員の任免について、本件を承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第8号議案 東大和市教育委員会事務局職員及び教育機関職員の任免について、本件を承認と決めます。

ここで会議の非公開を解きます。退場者の入場を求めます。

（該当者入場）

○鈴木委員長 では、暫時休憩します。

午後 2時27分休憩

---

午後 2時28分再開

○鈴木委員長 では、再開いたします。

---

◎日程第11 第9号議案 東大和市教育委員会会議規則の一部を改正する規則

○鈴木委員長 日程第11、第9号議案 東大和市教育委員会会議規則の一部を改正する規則、本件を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

（書記朗読）

○鈴木委員長 説明をお願いいたします。

教育長。

○真如教育長 ただいま議題となりました東大和市教育委員会会議規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

今回の改正は、請願等が提出された場合の取扱いの規定について新たに定めること、会議の開催時間について例外の取扱いを定めること、現状で行っている採決の方法について明確にすること、その他、文言整理を行うため、所要の改正を行うものであります。

内容につきまして、ご説明申し上げます。

議案書をご覧ください。

まず初めに、第11条は、会議の時間について、午前9時から午後5時までと定めているものでありますが、その例外の取扱いとして、委員長が必要と認めるときは、これを変更することができる旨を規定したものであります。

次に、第25条は、採決の方法について、選挙、記名及び無記名投票の3種を定めているところでありますが、今回の改正に伴い文言整理等を行うとともに、新たに第3項を追加し、選挙、記名及び無記名投票以外の簡易な採決の方法として、委員長は、議案について異議の有無を会議に諮り、異議がないと認めるときは、可決の旨を宣言することができる旨を規定するものであります。

次に、第6章の次に1章を加え、請願等の取扱いの規定を新たに定めるものであります。

第29条の2は、第1項で、委員会に請願しようとする者は、全て書面により教育長を経て平穩に行わなければならないと定め、第2項では請願書の要件を定めたものであります。

第29条の3は、教育長は、請願書を受理したときは、これを委員会の会議に提出しなければならないことを規定し、第29条の4では、教育長は、簡易な請願については、適宜これを処理することができることとし、第2項では、教育長は、簡易な請願を処理したときは、その旨を次の委員会に報告しなければならない旨を規定したものであります。

第29条の5は、委員会は、必要があると認めるとき、請願者及びその関係者の出席を求めて説明を聴取することができる旨を規定するものであります。

第29条の6は、委員会は、請願書を迅速かつ慎重に検討し、必要に応じてその結果を教育長を経て請願者に通知する旨を規定するものであります。

第29条の7は、陳情書等でその内容が請願に適合するものは、請願書と同様に処理することができる旨を規定するものであります。

附則であります。この規則は、公布の日から施行するまでのものであります。

なお、資料といたしまして、新旧対照表をご用意いたしましたので、ご参照ください。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第11、第9号議案 東大和市教育委員会会議規則の一部を改正する規則、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第9号議案 東大和市教育委員会会議規則の一部を改正する規則、本件を承認と決めます。

---

**◎日程第12 第10号議案 東大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則**

○鈴木委員長 日程第12、第10号議案 東大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則、本件を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○鈴木委員長 説明をお願いいたします。

教育長。

○真如教育長 ただいま議題となりました東大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

今回の改正は、第9号議案 東大和市教育委員会会議規則の一部を改正する規則により、請願等の処理方法の追加に伴い、規則の改正が生じたものであります。

本規則第2条各号は、教育委員会の権限に属する事務を定めたものでありますが、第15号では、重要な請願、陳情及び建議の処理は、教育委員会の権限として定められているものであります。

会議規則の一部改正により、軽易な請願については、教育長が適宜処理することができるとともに、軽易な請願を処理したときは、その旨を次の会議に報告することとなりましたことから、所要の改正を行うものであります。

内容につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書をご覧ください。

まず初めに、第4条は、教育長が専決できる事項について規定したものでありますが、第4条の第5号として、軽易な請願、陳情等の処理に関することとする旨を加えたものであります。

また、第2項として、教育長は、前項の規定により同項第5号に掲げる事項を専決したときは、その旨を次の委員会の会議に報告しなければならないとする旨を規定したものであります。

附則であります。この規則は、公布の日から施行するものであります。

なお、資料といたしまして、新旧対照表をご用意いたしましたので、ご参照ください。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第12、第10号議案 東大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第10号議案 東大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則、本件を承認と決めます。

---

◎日程第13 第11号議案 東大和市教育センター設置規則の一部を改正する規則

○鈴木委員長 日程第13、第11号議案 東大和市教育センター設置規則の一部を改正する規則、本件を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○鈴木委員長 説明をお願いいたします。

教育長。

○真如教育長 ただいま議題となりました第11号議案 東大和市教育センター設置規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、教育センターの設置目的、設置している室の名称等を変更するため、本規則を改正する必要が生じたことによるものでございます。

内容につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書をご覧ください。

初めに、第1条は、教育センターの設置目的でございますが、健全育成のみならず学習指導等の支援も行っていることから、文言を修正したものでございます。

また、第2条及び第3条、第4条にあります「教育情報室」の名称は、現在の教育情報室の業務内容が教員の研修に関わることや、学校経営を支援することも含まれていることから、「学校支援室」に変更するものでございます。

さらに、第2条第2項第1号で、業務内容に見合う文言を整理いたしまして、修正をしております。

第2条第2項第2号では、サポートルームでの児童・生徒に対する指導内容の文言を整理いたしまして、生活指導と学習指導の順番を変更したものでございます。

第5条第3項第1号は、現在、指導員として東京都の非常勤の教員を充てているため、名称を変更するものでございます。

また、第5条第3項第2号は、指導員の有する知識や技能の内容の文言を修正したものでございます。

附則であります。この規則は、平成25年4月1日から施行するものでございます。

なお、資料といたしまして、新旧対照表をご用意いたしまして、ご参照ください。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第13、第11号議案 東大和市教育センター設置規則の一部を改正する規則、  
本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第11号議案 東大和市教育センター設置規則の  
一部を改正する規則、本件を承認と決めます。

---

◎日程第14 第12号議案 東大和市立学校学校歯科医の解嘱につ  
いて

◎日程第15 第13号議案 東大和市立学校学校歯科医の委嘱につ  
いて

○鈴木委員長 日程第14、第12号議案 東大和市立学校学校歯科医の解嘱について、  
日程第15、第13号議案 東大和市立学校学校歯科医の委嘱について、以上2件は  
関連がありますので一括して議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○鈴木委員長 説明をお願いいたします。

教育長。

○真如教育長 ただいま議題となりました第12号議案 東大和市立学校学校歯科医  
の解嘱について及び第13号議案 東大和市立学校学校歯科医の委嘱についてにつ  
きまして、一括して提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

第12号議案及び第13号議案ともに、第三小学校、第七小学校及び第一中学校の  
学校歯科医の交代に関するものであります。

第三小学校の学校歯科医である三谷寧氏、第七小学校の学校歯科医である林弘  
明氏及び第一中学校の学校歯科医である原健久氏から、一身上の都合により任期  
途中での辞職願が提出されましたことから、平成25年3月31日付で解嘱すること

とし、後任に、第三小学校に古瀬健一氏を、第七小学校に小川善徳氏を、第一中学校に齋藤寛氏を新たに委嘱するものであります。

3名の任期につきましては、残任期間であります平成25年4月1日から平成26年3月31日であります。

以上であります。よろしくお願い申し上げます。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第14、第12号議案 東大和市立学校学校歯科医の解嘱について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第12号議案 東大和市立学校学校歯科医の解嘱について、本件を承認と決めます。

引き続きお諮りいたします。

日程第15、第13号議案 東大和市立学校学校歯科医の委嘱について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第13号議案 東大和市立学校学校歯科医の委嘱について、本件を承認と決めます。

---

#### ◎日程第16 第14号議案 東大和市立学校学校医の委嘱について

○鈴木委員長 日程第16、第14号議案 東大和市立学校学校医の委嘱について、本件を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○鈴木委員長 説明をお願いいたします。

○真如教育長 ただいま議題となりました第14号議案 東大和市立学校学校医の委嘱についてにつきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

現在委嘱しております学校医の任期が、平成25年3月31日で満了いたしますこ

とから、新たに平成25年4月1日から平成27年3月31日までの2年間の任期で委嘱するものであります。

委嘱する学校医の方々は、学校医委嘱候補者一覧のとおりであります。学校医委嘱候補者一覧の中の第二小学校の木住野哲氏、第九小学校の市場洋氏、及び第五中学校の辻亮作氏以外の方々は再任となっております。

なお、第二小学校の木住野哲氏につきましては、第九小学校からの転任となっております。

以上であります。よろしくお願ひ申し上げます。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第16、第14号議案 東大和市立学校学校医の委嘱について、本件を承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第14号議案 東大和市立学校学校医の委嘱について、本件を承認と決めます。

---

◎日程第17 第15号議案 東大和市立第七小学校の通級指導学級及び東大和市立第五中学校の特別支援学級の設置について

○鈴木委員長 日程第17、第15号議案 東大和市立第七小学校の通級指導学級及び東大和市立第五中学校の特別支援学級の設置について、本件を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○鈴木委員長 説明をお願いいたします。

教育長。

○真如教育長 ただいま議題となりました第15号議案 東大和市立第七小学校の通級指導学級及び東大和市立第五中学校の特別支援学級の設置についてにつきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

現在、小学校の通級指導学級及び中学校の特別支援学級に在籍する児童・生徒が増加している状況であります。このような中で、支援が必要な児童・生徒の環境整備を目的として、通級指導学級及び特別支援学級の設置につきまして、平成25年第1回市議会定例会におきまして、平成25年度一般会計予算が可決されましたことから、ご提案を申し上げます。

内容についてご説明申し上げます。

議案書をご覧ください。

小学校の通級指導学級の設置についてであります。新たに設置する小学校の選定に当たっては、既に市内小学校に設置している通級指導学級設置校との位置関係及び確保できる教室数を考慮し、第七小学校を選定いたしました。設置する障害種別については、現在、市内にある情緒障害等通級指導学級の学級数の適正化を図るため、情緒障害等の通級指導学級を設置するものであります。また、言葉の発達に課題のある児童の支援を行うため、新たに言語障害の通級指導学級を設置するものであります。

次に、中学校の特別支援学級の設置についてであります。新たに設置する中学校の選定に当たっては、既に市内中学校に設置している特別支援学級設置校との位置関係及び確保できる教室数を考慮し、第五中学校を選定いたしました。設置する障害種別については、現在、市内にある知的障害特別支援学級の学級数の適正化を図るため、知的障害の特別支援学級を設置するものであります。また、知的な遅れはないものの、対人関係の構築が難しい等の理由で、通常学級での活動に課題がある生徒や、情緒障害等通級指導学級の利用だけでは学習の定着が難しい生徒等の支援を行うため、新たに自閉症・情緒障害の特別支援学級を設置するものであります。

なお、開設時期は、平成25年度に改修工事や備品等の購入を行うとともに、保護者への説明をし、平成26年4月1日を予定しております。

以上であります。よろしくお願い申し上げます。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第17、第15号議案 東大和市立第七小学校の通級指導学級及び東大和市立第五中学校の特別支援学級の設置について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第15号議案 東大和市立第七小学校の通級指導学級及び東大和市立第五中学校の特別支援学級の設置について、本件を承認と決めます。

---

◎日程第18 第16号議案 東大和市立学校産業医の委嘱について

○鈴木委員長 日程第18、第16号議案 東大和市立学校産業医の委嘱について、本件を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○鈴木委員長 説明をお願いいたします。

教育長。

○真如教育長 ただいま議題となりました第16号議案 東大和市立学校産業医の委嘱についてにつきまして、ご説明を申し上げます。

本件は、東大和市立学校産業医2名(第一中学校産業医、市立学校衛生運営委員会産業医)の任期満了に伴う更新の手続を行うものであります。

委嘱するに当たりましては、東大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第11号により、教育委員会の議決を経て教育長が行うとされております。このことから、今回提案させていただくものであります。

内容につきましては、学校教育部参事兼指導室長からご説明いたしますので、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○鈴木委員長 指導室長。

○石井学校教育部参事兼指導室長 第16号議案 東大和市立学校産業医の委嘱について、ご説明を申し上げます。

産業医は、東大和市立学校衛生運営委員会設置要綱及び東大和市立学校職員労働安全衛生管理規則により、その任期は1年とし、再任を妨げないと定められております。

そこで、学校衛生委員会及び第一中学校衛生委員会のそれぞれに1名を昨年度に引き続き委嘱するものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第18、第16号議案 東大和市立学校産業医の委嘱について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第16号議案 東大和市立学校産業医の委嘱について、本件を承認と決めます。

---

#### ◎日程第19 第17号議案 平成25年度東大和市教育委員会の基本方針について

○鈴木委員長 日程第19、第17号議案 平成25年度東大和市教育委員会の基本方針について、本件を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○鈴木委員長 説明をお願いいたします。

教育長。

○真如教育長 ただいま議題となりました第17号議案 平成25年度東大和市教育委員会の基本方針についてにつきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、去る平成25年1月24日に行われました第1回東大和市教育委員会定例会におきましてご審議いただき、東大和市教育委員会教育目標を踏まえまして策定したところでございます。策定後ではありますが、現在、東大和市教育振興基本計画を策定している段階でございまして、その教育振興基本計画の検討内容と整合性を図るため、平成25年度の基本方針を見直しいたしました。つきましては、平成25年度東大和市教育委員会の基本方針を再度ご審議いただきたく、本日、ご

提案するものでございます。

具体的な内容につきましては、指導室長からご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○鈴木委員長 指導室長。

○石井学校教育部参事兼指導室長 それでは、本日お配りしました第17号議案差替用（訂正済）の1ページをご覧ください。

東大和市教育委員会の教育目標でございますが、これは平成25年1月、既に承認済みでございます。

続きまして、2ページになります。

差替用（訂正済）の東大和市教育委員会の基本方針でございます。

ここには、基本方針を改めてまとめたものでございます。

それから、3ページでございます。

今まで基本方針につきましては、基本方針と主要施策が一緒になっていたものを、改めて当該年度において重点的に取組む施策を明確にするために、分けてお示しをさせていただきました。

なお、平成25年度改訂のところでございますが、具体的には東大和市の25年度再改訂（案）というものをご覧くださいませでしょうか。

訂正箇所は、この赤になっている部分でございます。

その2ページをご覧ください。

平成25年1月24日の第1回東大和市教育委員会定例会におきまして、ご審議いただいたものが右側に記載をされております。赤で書かれております左側にあるものは、例えば2ページの社会への貢献、①の「義務教育9年間について共に考える「教育の日やまと」や市民・保護者参加のシンポジウム等を活用し、」では、これは教育振興基本計画の検討内容と整合性を図るための追記でございます。

これ以降、赤字で書いたものは同様のものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

土田委員。

○土田委員 赤字のところは削除するところですか、それ新しく加えるところですか。

か。

○鈴木委員長 指導室長。

○石井学校教育部参事兼指導室長 赤字の部分が、新しく追記をした部分でございます。

○土田委員 わかりました。

それでは、その2ページの赤字のところ、「また、年間を通じて悉皆の人権」というかなり厳しい、どういう意味かよく、「悉皆」という言葉を十分理解していないのかもしれませんが、辞書を引いてもよくわからなかったので意味を教えてください。

それから、6ページ。左側のところで、職場体験学習の充実というところですけども、「市商工会議所」と明記してありますが、当市には商工会はあるけれども、商工会議所はないと理解しております。だから、この商工会議所は商工会ではないかということです。

その程度ですね、僕が気がついたのは、よろしくお願いします。

○鈴木委員長 指導室長。

○石井学校教育部参事兼指導室長 それでは、まず2ページの「年間を通じて悉皆の人権研修会を開催し、教師の人権感覚を養う。」というところでございます。確かに「悉皆」というのはなかなか、私も教員になってから始めて知った言葉ですが、必ず全員の教員がその研修会に参加をしなければいけないという命令研修に近い形の研修会でございます。今いじめとか体罰、これに関しましては、1人の教員が研修を受けないことも問題になりますので、必ずそれぞれの、例えば初任は初任なりに、10年経験者は10年経験者なりに、職層に合わせた研修を市教育委員会のほうで参加をなささいという形で進めてまいります。それが悉皆でございます。

それから、2点目の商工会議所、これは失礼いたしました。確認をいたします。

○鈴木委員長 ほかにございませんか。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第19、第17号議案 平成25年度東大和市教育委員会の基本方針について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第17号議案 平成25年度東大和市教育委員会の基本方針について、本件を承認と決めます。

---

## ◎日程第20 その他報告事項

○鈴木委員長 日程第20、その他報告事項を行います。

報告事項1、東大和市学校規模等のあり方検討委員会からの報告書について、本件の報告をお願いいたします。

学校教育課長。

○田代学校教育課長 報告事項の(1)になります東大和市立小・中学校の適正規模及び適正配置等のあり方について、あり方検討委員会から報告書をいただきましたので、概要につきましてご説明申し上げます。

かなりボリュームが多い報告書になっておりますので、こちら概要版をつけさせていただきましたので、そちらをご覧いただきたいと思います。

このあり方検討委員会につきましては、21年の8月に設置されまして、22年の1月から25年の2月まで、27回にわたりましてさまざまなご意見をいただきました。その報告書につきまして、3月22日付で教育委員会のほうに提出されておりますので、その概要につきましてご説明したいと思います。

表紙をおめくりいただきまして、1ページをご覧いただきたいと思います。

1の基本的な方針でございます。

あり方検討委員会、本委員会は、適正規模及び適正配置の考え方につきましては、市内のどこに住んでいても、可能な限り等しく充実した教育環境の中で学ぶことができることを中・長期的な目標として掲げております。また、当面の課題に対しましては、地域の実情を踏まえた現実的な対応を行うことを基本的な方針とするということで、こちらを大きな柱としているところでございます。

具体的には、望ましい学校規模の基準としまして、学校教育法施行規則の中に標準学級数が定められておりますけれども、小中学校とも12学級から18学級ということになっております。12学級を下回る学校につきましては単学級、1学級しかない学年が生じることとなりますので、そういう規模に将来的になる見込みのある学校につきましては、具体的な対策を講じる、検討する必要があるという形を考えております。また、一方、18学級を超える学校、現在も数校あるわけです。

けれども、そちらにつきましては大幅に超えるような場合には、大規模状態にならない範囲で対策を講じる必要があると思っておりますが、将来的な動向を見極めて、十分検討する中で対応したいと考えております。

続いて、2の普通教室の不足が見込まれる学校への対策についてでございます。

(1)でございますけれども、まず普通教室数を算出する場合には、特別教室数、家庭科室や理科室、図工室等の特別教室をまず幾つ必要かというのを位置づけなくては行けませんので、この検討委員会では、小学校につきましては11教室、中学校につきましては15教室として整理しまして、残りの部屋を普通教室と考えまして、30年度までの児童・生徒の将来見込み数と学級数を導き出しているところでございます。

具体的には、次のページをご覧くださいと思います。

将来的に考えますと、3の具体的な対策になります。この表の左側の列に、まず学校があります。次に、普通教室の過不足数ということで出ております。30年度まで見据えたところで、このような形で過不足が生じているということで、三角がついているのが不足する教室数の見込みでございます。大きくは第八小学校、こちらは1年前に校舎の増築について緊急提言をいただきまして、皆様のご審議をいただく中で、第八小学校は校舎の増築、6教室を行うということで対策を講じているところでございます。また、第八小学校の通学区域、これ以上、お子さんが増えた場合、増築の校舎では足りないと思込まれた場合には、通学区域を変更して第十小学校に、通っていただくという対策も、将来的には考えられるということになっております。

また、それを受けて第十小学校につきましては、市の南西部地域でマンションなどの建設が進みますと校舎が不足すると見込まれますので、その第八小学校の増加と合わせまして校舎の増築も将来的には検討する必要があるという報告書になっております。

それ以外の学校、二小、九小、二中、四中につきましては、普通教室数が各校2教室不足することになりますので、これは一時的なものかどうか、将来的な見込みでありますので、検討委員会の中では特別教室から一時的に普通教室に2教室を転用する中で、十分検討するという方向になっております。

また、次の列の適正規模の中・長期的な課題への対策ということになっております。三小、五小、六小の間で、第三小学校の小規模校状態、児童・生徒が少な

い状態を解消する方策としまして、三小、五小、六小の間で通学区域の変更をしたほうが良いのではないかと報告書をいただいております。

また、中学校の関係でございますけれども、現在、第二中学校、第三中学校の間で、第五小学校のお子さんが、第二中学校と第三中学校に進学するというところで、1つの小学校から2つの中学校に行くケースとなっております。今後、小・中連携教育の推進、あるいは小・中一貫教育というか、そういう推進に当たりまして、望ましい形としては小学校2に対して中学校1、あるいはそうでなければ小学校1に対して中学校1ということではないかと思っておりますので、こちらについて将来的な見込みを踏まえて、第五小学校の通学区域を第三中学校に移しまして、第二小学校の通学区域と第二中学校の通学区域を一緒にしたらどうかというような意見をいただいているところでございます。そうすることによって、二小と二中につきましては距離も近いですし、今もさまざまな教育的な取組み、連携した取組みを行っておりますので、それが円滑に進むのではないかとご意見もいただいているところでございます。

一番右の列になります適正配置という面では、特別支援学級、先ほどご承認いただきましたけれども、通級指導学級、特別支援学級の設置につきましても、報告書の中で提言をいただいているところでございます。

また、一番下の表になります。4の検討事項という形になっております。適正配置ということで、学校の統合につきましても、報告書の中では検討しているところでございます。現在はそれぞれの学校を1つにするというのは、今のところまだお子さんが多いということで、実現は不可能だという方向にはなっているところでございますけれども、この報告書の中では、第七小学校と第九小学校を仮に統合した場合、どうなるか検討もしていただいているところです。それで、教室数、器が、2つを統合してもおさまり切れないという状況で、報告書のほうはなっている状況でございます。

以上、簡単でございますけれども、それぞれ地図もついておりまして、学校ごとの対応も、この地図の中でわかりやすくまとめさせていただいております。報告書の全文につきましては、後ほどご覧いただきたいと思っております。

説明につきましては以上でございます。

○鈴木委員長 報告が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

ちょっと私のほうから1件、お願いします。

言語学級ですけれども、市の西側の第七小学校に設置することになっているわけですが、学区域は市全体ということになってはいますが、現在、言語学級へ通学をする必要があると思われる児童は、どれぐらいの人数が考えられているのでしょうか。

学校教育課長。

○田代学校教育課長 ただいまの報告書の中に、記載されているところがございまして、65ページになりますけれども、今回、あり方検討委員会の中でも報告するに当たりまして、潜在的に何人ぐらいいるかということで調査をかけました。結論から申し上げますと、小学校10校において該当すると思われる児童数は、30人程度いるのではないかと考えております。

その内容につきまして、65ページのほうに表記をさせていただいております。

以上でございます。

○鈴木委員長 ほかにありませんか。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

報告事項2、東大和市立小・中学校アレルギー疾患への対応マニュアルについて、本件の報告をお願いいたします。

学校教育課長。

○田代学校教育課長 報告事項の(2)につきまして、報告をさせていただきたいと思います。

本日お配りさせていただいております東大和市立小・中学校アレルギー疾患への対応マニュアル(暫定版)(案)をご覧いただきたいと思います。

表紙をおめくりいただいて、3枚目の1ページになりますけれども、ご覧をいただきたいと思います。

1のはじめににありますように、平成24年12月20日に調布市内の小学校で、食物アレルギーのある5年女子児童が、給食を食べた後、気分が悪くなりまして、緊急搬送されましたけれども、アナフィラキシーショックの疑いによって死亡するという事故が発生いたしました。

そのような事故を受けまして、東大和市教育委員会でも、このアレルギー対策につきましては、統一的な取組みを図るべきだということで検討してまいりまし

た。その内容につきまして、このマニュアル化したものを各学校に配って、統一した取り組みをしてほしいということで作成をしました。

5 ページをお開きいただきたいと思います。

アレルギーの1つとして食物アレルギーがあります。食物アレルギーにつきましては、アナフィラキシーショックというぜんそくを発症したり、あるいは息苦しくなったり、そういうような重たい発症をしまして、お亡くなりになるようなケースもございます。教育委員会としましては、特に食物アレルギーについて重点的な対策を講じることとしております。

5 ページに、第2章、食物アレルギーへの具体的な対応ということで、1番のところに、食物アレルギーに対応するための東大和市教育委員会の基本的な方針ということ掲げております。

国が「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」を出しております。また、東京都が「保育園・幼稚園・学校における食物アレルギー対応ガイドブック」を出しております。基本的には、そのガイドブックに従って対応を講じていきたいと思っております。

具体的には、(1)になります食物アレルギーに対しましては、学校において特別な配慮が必要な場合には、医師の診断に基づく学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)を必ず提出してもらいたいと考えております。それに基づき、対応することになっております。その管理指導表ですが、23ページの次のところに様式がついてございます。

23ページの次のところに、学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)ということで、学校で配慮するアレルギーは、5種類ございますけれども、裏面をご覧くださいと思います。

こちらが、食物アレルギー、アナフィラキシーの取り扱いについての記入項目になっております。右側をご覧くださいと思います。右側には、医師の診断ですが、医師名あるいは医療機関名がついているということで、こちら、医師の診断まで受けていただいて、学校に提出してもらおうというものでございます。

5 ページにお戻りいただきたいと思います。

こういう書類を、毎年1回提出してもらうことを原則としまして、それに基づいて、(2)になりますけれども、保護者、校長または副校長、担任、養護教諭等、そして給食センターの職員と面接をしていただいて、具体的な配慮について

情報交換して、情報共有するという形になっております。

(3) になります。学校給食時における特別な配慮としまして、現在、給食センターでは、除去食や代替食の提供ができない状況になっております。そのことから原則として、次の①から③の対応をしたいと考えております。

1つが、詳細な献立表の対応ということで、給食センターが詳細な献立表を作成しております。アレルギー物質が書いてあったり、食材の内容が細かく書いてあるものがありますので、それを提供して担任が指示したり、あるいは児童・生徒、自分自身の判断の中で原因物質を除外しながら食べる方法が1つ考えられます。また、②になります。一部弁当対応ということで、1つ食材が食べられないものがあつた場合、それは除いて、そのときについてお弁当を持ってきてもらう。また、③になりますけれども、完全に弁当ということで、アレルギー物質が多い場合には、完全弁当もあり得るということで、大きくはこの3つの方針で考えたいと思っております。

ただ、それぞれ学校ごとに事情がありますので、その辺の裁量を持つということで、(3)のただし書きの中に、学校において特別な配慮が別にある、できる場合には、保護者と面談して決定することも可能としたいと考えております。

また、(4)につきましては、食物アレルギーに対して、学校において特別な配慮は必要ないけれども、詳細な献立情報を給食課から出すことを希望する保護者には、そのような情報も提供してまいりたいと思っております。

これ以降のページにつきましては、具体的な事務の流れになっております。

また、今回の見出しにありますように、暫定版とさせていただいたのは、調布市のほうが、ここで事故の検証結果を報告書としてまとめました。その後、調布市教育委員会では、6月ぐらいを目途に、その検証結果を踏まえて対策を講じていくという報告を受けておりますので、今の段階では暫定版とさせていただきまして、新たな情報が入りましたら、それを加えてよりよいものにしていきたいと思っております。

また、本日ご報告してご承認いただいた後に、これは起案決裁として作成したいと思っておりますところですが、25年4月当初のお子さんには、ちょっと日数的に間に合わないということで、これそのものの取り扱いは、平成25年4月のお子さんに反映できるかということ、そうではない状況になっておりますので、また別の手だてで今年度につきましては、漏れのないような対策を講じていきたいと思

ておりますので、ご報告をさせていただきます。

以上でございます。

○鈴木委員長 報告が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

では、私のほうから。

対応マニュアル、詳細なものをつくっていただいて、大変ありがたいし、必要なものだと思うのですが、やっぱりこれを機能させるには、幾つかポイントがあると思うのですが、とにかく教員の研修、これを一つしっかりやっていただきたいのと、それから各学校の養護教諭の役割も、ここに触れられているのでしょうか、それをしっかりやっていただきたい。

それから、連携ですよ。連携は、学校は家庭との連携が基本ですが、関係して医療機関との連携をしっかりとっておいて、共通理解しておいていただかないと、事が起きたときに十分な対応ができないのではないかと、そういう危惧がありますので、学校での取組みもしっかりやっていただきたいし、連携も日常的に、継続的にやっていただきたいと思います。なかなか事故が起きてからでは遅いので、命にかかわることですから、よろしくお願ひしたいと思います。

何かお話ありましたら。

学校教育課長。

○田代学校教育課長 3点、ご意見いただきました。

まず、研修のことですけれども、研修もさまざま、こういう問題が起こってから、学校でも個別に対応しておりますし、またここで学校教育課としましても、エピペントレーナーというアドレナリン自己注射ですね、万が一あったときにそれを注射するその道具を製薬会社からお借りしまして、ちょうど今、今週ですね、各学校に順番に回してもらって、それを実際、学校を挙げて体験してもらおうという対策も講じているところです。また、東京都のほうでも、中央研修みたいな形で研修を企画しまして、そちらにも養護の代表とか、校長先生の代表の方にも行っていただいたりしているところがございます。

また、養護教諭の意識というのもあると思います。確かに調布市の例でも、養護教諭の人が、もしかして早目に対応していればという事例でもありますので、学校教育課のほうで養護教諭の担当者連絡会もございますので、そこで二度三度、このお話もさせていただきます。その辺でも、意識の向上に努めてまいり

たいと思っております。

最後の医療機関との連携ということですが、これはなかなか、もしかしたら保護者を介してという状況になっているかと思います。各学校に問い合わせしても、重い場合には保護者の方とかなり連携を密にして対策は講じていると聞いているところですが、さらに踏み込んで、医療機関に何かアクションを起こしているかというところが、まだまだ不明確なところもございますので、今のご意見を踏まえまして適切な対応ができるように、学校のほうにもお願いしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○鈴木委員長 学校教育部長。

○阿部学校教育部長 3点目の医療機関との連携でございますが、基本的にはアレルギーで重い、重篤な症状が起こるようなケースにつきましては、今ご説明申し上げましたように、保護者の方がかかりつけの医師ですね、かかりつけ医のところも十分学校が把握して、そことの連携を保護者を介してとるとか、そういうことが必要になるかと思います。また、このマニュアルのほうにも、緊急時の対応ということで整理はしておりますが、そこにも医療機関、どこの何という先生にということ、連絡先など確認する、記入、確認をする情報共有するという項目もございますので、そういう点を実際に行っていきたいと考えています。

以上でございます。

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

報告事項3、通学路における緊急合同点検の結果について、本件の報告をお願いいたします。

学校教育課長。

○田代学校教育課長 報告事項の(3)になります通学路における緊急合同点検でございます。

資料をご覧いただきたいと思っております。

昨年4月に、全国的に通学路途上で痛ましい事故があったということで、それを受けまして、文部科学省、国土交通省、警察庁が対策を講じ、何か対策を講じるようにということで話がございました。

東大和市としましても、緊急合同点検という形で、学校、東大和警察署、道路管理者、そして保護者、そして教育委員会の5者で、緊急合同点検を7月に実施

しました。その結果につきまして、25年2月末の取組みですね、それにつきまして取りまとめて、3月4日にホームページに掲載しました。それが、こちらの内容になっているところでございます。

全体で62箇所、対策を講じる箇所がございました。そのうち、複数対策案が出ているところですが、1箇所でも対策を講じていると対策済みという形になるのですが、2月末現在、47箇所対策が講じられているという内容になっております。

それぞれの対策内容等につきましては、資料の2枚目になりますけれども、東大和市内通学路の対策一覧表と、それと何枚かめくっていただきますと、それに対する場所がわかる地図がついておりますので、地図をご覧いただきたいと思っております。

以上でございます。

○鈴木委員長 報告が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

膨大な資料、ありがとうございました。

報告事項4、東大和市立学校の通級指導学級及び特別支援学級の通学区域等に関する基準(案)について、本件の報告をお願いいたします。

学校教育課長。

○田代学校教育課長 報告事項の4番になります。

お手元の資料になりますけれども、東大和市立学校の通級指導学級及び特別支援学級の通学区域等に関する基準(案)をご覧いただきたいと思っております。

こちらにつきましては、ここで新たに第七小学校、第五中学校に通級指導学級、特別支援学級を設置することに伴いまして、現在は通級指導学級、特別支援学級等の通学区域が明確になってないという状況がございました。この新たな設置に伴いまして、その通学区域を明文化するという内容でございます。

第2条になりますけれども、小・中学校の通級指導学級及び特別支援学級の通学区域は、別表のとおりとするということで、1枚おめくりいただきたいと思っております。

別表ですが、上段に小学校、下段に中学校となっております。

設置種別ごとに、小学校の通級指導学級、特別支援学級それぞれに通学区域を指定しているところがございます。第七小学校ですね、新たにできますので、情緒障害等につきましては、第七小学校は七小と九小の小学校の通学区域のあるお子さんに行っていただきたいと考えております。また、言語障害につきましては、市内に1校しかございませんので、第七小学校に設置するところがございますが、市内全域を対象にしたいと思っております。

また、中学校につきましても、同様に通級指導学級と特別支援学級ごとに分けて通学区域を指定しているところがございます。特別支援学級の知的障害、第五中学校につきましては、第二中学校のうち二小のお子さんです。そして、四中と五中の通学区域のお子さんに通っていただきたいと思っております。また、特別支援学級の自閉症・情緒障害のほうは、第五中学校にしかございませんので、市内全域を通学区域にしたいと思っております。

こういう割り振りをしまして、そちらのそれぞれの学校に行っていただくことを原則にしたいと思っております。

1ページにお戻りいただいて、条文のほうになりますけれども、原則、このような形で通学区域を指定させていただいておりますけれども、4条のほうで、事情がある場合には、その変更も認めたいと考えております。

なお、施行日は26年4月1日からと考えておりますけれども、ここで、25年度になりましたらどんどん準備が進みますので、そのときに保護者説明等がございますので、事前に説明をしていくために本日ご報告させていただいたところがございます。この報告が終わって、ご承認いただきましたら、起案処理をしていきまして決定してまいりたいと思います。

もう1ページ、別表の次をご覧いただきたいと思います。

こちらにつきましては、これから進めるスケジュールを表にまとめたものがございます。

まず、表の一番上に、市教育委員会というところがあるかと思っておりますので、そちらをご覧いただきたいと思います。

一番上に、予算の議決、3月22日にいただきました。3月28日、教育委員会定例会で、先ほど設置についてのご承認をいただきました。その後、明日、市議会議員に周知して、4月1日には小中学校へこの開設について周知をしてまいりたいと思っております。また、市民への周知ということで、教育委員会日より、あ

るいは市報等に掲載して、26年4月の開設に向けて準備をしております。

また、第七小学校、第五中学校、それぞれ設置校につきましては、保護者会等に私たちが出向いて、そこでこの開設について、保護者に説明をしてみたいと思っております。また、夏休み以降、工事が入り、翌年には備品や消耗品を購入して、開設に向けて準備をしていくということでございます。

また、その一段下をご覧いただきたいと思っております。

七小・五中以外の関係ですけれども、それ以外の学校につきましても、保護者への説明ということで、案内文をお送りしたいと思っております。また、それぞれ、二小や三小、六小、九小、一中には、固定や通級の設置校がございますけれども、その保護者にもそれぞれ出向いて説明をしてみたいと思っております。

このような形で、市民の方あるいは保護者の方に丁寧に説明していきながら、開設に向けた準備をしていきたいと思っておりますので、ご報告をさせていただきます。

以上でございます。

○鈴木委員長 報告が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

1点お願いします。

この基準は、今日、議決すれば基準（案）の（案）がとれるということですよ。

学校教育課長。

○田代学校教育課長 今日ご報告いただいて、何もなければ、そのまま起案決裁のときには案をとって制定したいと思っております。

以上です。

○鈴木委員長 ご意見ございませんか。

（発言する者なし）

○鈴木委員長 では、質疑を終了いたします。

次に進みます。

報告事項5、平成24年度中学生東京駅伝大会の結果について、本件の報告をお願いいたします。

統括指導主事。

○岡田統括指導主事 それでは、平成24年度中学生東京駅伝の結果について、ご報

告をさせていただきます。

本日の机上に置かせていただきました資料、その他報告（５）をご覧ください。

先日、３月20日、春分の日に味の素スタジアム・特設周回コースにおきまして、第４回中学生東京駅伝が実施されました。当日、晴天のもと、23区、26市、瑞穂町、男子の部では南三陸町のチーム、合わせて51チームが男女別に競技に臨みましました。

東大和市は、当日まで第四中学校の佐々木校長先生を会長といたしまして、選手、監督、コーチ、事務局が一丸となって練習に取り組んでまいりました。

結果は、資料にありますとおり、男子が32位、女子が31位、総合で31位という結果でございました。昨年度の結果から見ますと、男子は41位の結果から、時間にして5分縮まりました。女子も、昨年度は35位という結果から、時間にして4分縮めまして、総合でも39位という順位から、今回31位という順位に上げた、そういう結果になりました。

全体的に年々レベルが上がってきておりまして、そういう中で順位を上げたということは、東大和市の中学校２年生が大変頑張ったということであるかと思っております。男女ともお互い声をかけ合いまして、また部活動等の後輩が、中学校１年生の後輩が保護者とともに応援しに来るなど、大変いい雰囲気の中で大会を済ませることができました。他校との交流も深まりまして、大変充実した大会でございました。また、来年度、第５回の東京駅伝におきましても、東大和市の名前を全都にとどろかせていきたいと思っております。

今まで応援、まことにありがとうございました。

以上でございます。

○鈴木委員長 報告が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

ありませんか。

では、私のほうから。

男女ともに30位前後で、非常に安定して均衡がとれていて、しかも着実に伸びていますよね。すばらしい成果だと思います。マラソン、駅伝と言うけれども、学力ですから、知・徳・体ですから、体力の面で非常に、選手も頑張ってくれたのでしようけれども、普段の各学校の体力増進の成果が、こういうところに表われてきているのだと思って、とても積極的に私は捉えて、とてもうれしいことで

す。よい成果を出していただいて、ありがとうございます。

これから、この次、今後、上がっていくというのはなかなか、5番も10番も上がるというのは難しいと思うのですが、着実にやっていただければうれしいなと思います。

統括指導主事。

○岡田統括指導主事 ありがとうございます。この成績の中には、1つの区間で全体で第2位というような成績の子どもも東大和市にはおまして、本当に個々一人一人を見ると、すばらしい力を持っている子たちも中にはいるということ、追加でご報告させていただきます。

また、これは中学校2年生の大会でございますが、来年度は多摩湖駅伝と日にちが違いますし、今後も違ってくる可能性もございますので、小学校のときから、また小学生、中学1年生、中学2年生という長いスパンを見て、子どもたちに走る喜びであったりとか、また体力向上についてであったりとか、子どもたちにちょっと力を注いでいきたいなと考えているところでございます。

どうぞよろしく願いいたします。

○鈴木委員長 どうもお疲れさまでした。

質疑を終了いたします。

報告事項6、平成25年度教育委員会訪問の日程について、本件の報告をお願いいたします。

統括指導主事。

○岡田統括指導主事 平成25年度教育委員会訪問の日程についてでございます。

こちら資料がございます。

来年度の教育委員会訪問の日程につきまして、決定をいたしましたのでご報告をいたします。

来年度、小中学校の教育委員会訪問は、7月1日、月曜日の第一小学校から、11月22日、金曜日の第十小学校まで、小学校6校、中学校2校の計8校が実施いたします。このほかの学校につきましては、指導室のみが訪問する指導室訪問となっております。予定のほうをご覧いただきまして、来年度、ご予約いただければと思っております。

なお、そのほかの学校行事、運動会、道徳授業地区公開講座の予定につきましては、次のページをおめくりいただきますと表になってございますので、あわせ

てご予約いただければと思っております。

どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

○鈴木委員長 報告が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

報告事項7、東大和市民大学実施要綱（案）について、本件の報告をお願いいたします。

中央公民館長。

○乙幡中央公民館長兼狭山公民館長 資料、その他報告7、東大和市民大学実施要綱（案）についてでございます。

現在、公民館では、平成25年度6月に市民大学の開設に向けて準備を進めております。24年度におきまして、各市の実施状況のアンケート調査、カリキュラム、運営方法などにつきまして調査、検討いたしまして、公民館運営審議会の意見等を聞きながら、職員による市民大学の準備会を開催いたしまして、内容について検討してきました。

企画段階から、市民の皆さんとともに話し合い、幅広い知識や経験を蓄積されている市民に講師になっていただきたいと考えております。

継続的に学習を行うために、一定の長さを持った学習期間を設定いたしまして、公民館での講座にとどまらず、市内全体がキャンパスとなるように、誰でも気軽に参加できるような手づくりの大学にしていきたいと思っております。

それでは、実施に当たりまして実施要綱（案）を作成いたしましたので、ご報告させていただきます。

まず、第1条でございます。目的でございます。この要綱は、東大和市民大学（市民大学）の実施に関して、必要な事項を定めることを目的とするということで規定させていただきました。

第2条に、基本理念といたしまして、市民大学は、生涯学習の一環として、市民が主体的に豊かな地域社会をつくることを目指して、地域で学び、互いに触れ合い、自己実現の機会を提供することを基本理念とすると明記させていただきました。

所管でございます。第3条といたしまして、市民大学は、中央公民館が所管させていただきます。

学習運営体制でございます。第4条といたしまして、市民大学は、市内の各公民館がテーマごとに講座を開設する予定でございます。5つの公民館がございまして、5テーマを開設する予定でございます。1テーマ、2箇月間ぐらいかけまして、5回の講座を行って、年間で25回の講座を行う予定でございます。講座の内容でございますが、歴史・文化、趣味・教養、社会・生活、自然、福祉・健康の5テーマを今設定してございまして、それぞれ講座の内容について決めている状況でございます。

2番目、市民大学は、学習の企画・運営について市民参画を図るということでございます。

3番目、市民大学の学習期間は、原則1年とさせていただきます。

受講資格でございます。第5条といたしまして、市民大学の受講資格は、市内に在住、在勤又は在学する者といたします。

募集人員でございます。第6条といたしまして、市民大学の募集人員は40人といたします。

費用負担でございます。第7条といたしまして、市民大学は、原則無料ですが、教材費等は自己負担とさせていただきます。

修了者の扱いでございます。第8条といたしまして、市民大学は、所定の単位を修了した者には修了証を交付させていただきます。

そして、公民館は、修了者の人材活用を図るために、市民大学の運営スタッフ及び社会教育・学校教育の事業におけるサポーターなどとして登録をすることができるということで、修了者の方々はいろいろと市の教育のほうでご活躍いただければと思っております。

第9条といたしまして、この要綱に定めるもののほか必要な事項は、中央公民館長が別に定めるということでございます。

実施要綱については、以上でございます。

○鈴木委員長 報告が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

報告事項 8、第23回多摩湖駅伝の結果について、本件の報告をお願いいたします。

社会教育課長。

○村上社会教育課長 それでは、その他報告事項 8、第23回多摩湖駅伝大会の結果につきまして、ご報告をさせていただきます。

資料 8 をご覧いただきたいと思います。

3月20日の春分の日に行われました第23回多摩湖駅伝大会につきましては、天候にも恵まれまして、多摩湖周回コース、公園周回コース、合わせまして、一番下段でございます332チームの申し込みのうち、321チームの参加がございました。

当日は、急激に気温が上がったことから、3名の選手がレースの途中で脱水症状を起こしまして、救急車で運ばれるというアクシデントはございましたが、幸いにもその日のうちにご自宅に皆さん、帰ることができました。

大会運営そのものは、小学生の部を11時半からという形で設けました関係で、最後まで多くの選手、観客の皆様がいらっしやいまして、大変なにぎわいを見せておりました。課題でした記録証の発行や、表彰状の発行もスムーズに行うことができました。

来年度は、こちらの駅伝に、日本初の女子フルマラソン開催地の冠をつけることから、より一層多くのチームの参加が見込まれます。より安全面に注意した大会運営に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○鈴木委員長 報告が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

土田委員。

○土田委員 さっきも出ましたけれども、僕が感じたことを申し上げると、競技役員の数あるいは競技役員の年齢、それから駅伝大会を見学していて、ちょっとこれはと思ったのがありましたので話させていただきます。それは選手がよくわけわからなくて、入っちゃいけない場所に入ってきていたんですね、何人か。それを注意する役員の注意の仕方が、ちょっとひどかった。「だめじゃないか、ここは入っちゃいけない」というふうな言い方ですね。何かいかにも憎々しげに言っていた。注意の仕方、とても印象を悪くするので、そういった点、改善していったほうが良いと感じました。もう少し競技役員は若い人たちということで、

人材を替えていったほうが良いというふうに思いました。

以上です。

○鈴木委員長 社会教育課長。

○村上社会教育課長 ただいまの競技役員の数、年齢、あとは言葉の使い方等でございますが、毎年、大会の開催に先立ちまして主任者会議等を開催してございますので、その席で、そういう形について徹底をさせていただきたいと思っております。

ただし、年齢につきましては、なかなか競技審判の年齢が高齢化、これはどこの陸上競技協会もそうですが、高齢化しておりまして、そういう専門の知識を持った方が全体的に高齢化しているという現実がございますので、できるだけ若い競技役員の方をお願いをしておりますが、そうした事情も一つあるということをご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○鈴木委員長 ほかにございませんか。

では、私のほうから1つ。

課長の報告にもありましたように、走るにはちょっと暑過ぎたかもしれないけれども、完走するのにはとてもいい陽気で、観客も多くて、チーム数、参加チームもとても多いし、広く言えば他府県からも大勢の人が参加して、非常に盛り上がった駅伝になったと思えました。これからも、また女子フルマラソンの発祥の地ということも宣伝に加えると、ますます盛大な大会になってくるのではないかと思います。

それで、さっきもちょっと触れましたけれども、運営のほうでは非常に一生懸命に準備もやっていただいて、社会教育課としては大変だったと思っております。これからも、ますます盛んになればただけ運営も大変になるかと思っておりますけれども、ひとつ東大和市の名を売る絶好な機会でもありますので、ぜひ盛んな大会にさせていただいて、盛り上げていただくように頑張ってもらいたいと思えました。

大変ご苦労さまでした。

社会教育部長。

○小俣社会教育部長 今、委員長からお話いただきまして、感謝しております。

今回、天気、最初は、もしかしたら途中から雨が降るかもしれないという話だったけれども、逆に日が出て、急に暑くなりました。走っている方が、救急車で3人運ばれたということを知って心配しましたがけれども、その後、課長からも話

ありましたが、その日のうちに点滴等、処置を受けて帰れたということで、非常に安心はしたところです。

お話のように、人が増えて、新たに発生する課題といいますか、問題点というものも出てくると思います。いかにそれを事前に防げるかというのも大事なことだと思いますし、約1年近く、実行委員会で立ち上げて検討してきたところがありますので、今回のまた反省も踏まえ、次回また増えるであろう大会に向けて、さまざま検討して、すごい狭くて、赤いコーンを狭いところに置いて、入らないようになど、いろいろ検討はしてきてはいるのですけれども、今後に向けてさらに安全性に配慮した大会になれるように、警察や消防ともいろいろお話をし、進めてまいりたいと思っておりますので、教育委員の皆様にもご支援いただければありがたいと思っております。今後ともよろしくお願いいたします。

以上です。

○鈴木委員長 教育長。

○真如教育長 質問です。中学校男子の部、市内中学校男子の部、中学校女子の部、市内中学校女子の部と分けてやっているのですけれども、これは何かわけがあるのですか。

○鈴木委員長 社会教育課長。

○村上社会教育課長 こちらにつきましては、当時は陸上競技協会が主催をしてございました。その中で、市内のジュニア育成、こうした観点から市内の部をまた別に設けたと、このように理解してございます。

以上でございます。

○鈴木委員長 社会教育部長。

○小俣社会教育部長 課長が説明した経過があるということは私も聞いておりましたけれども、余りにも市内の中学校の参加がない場合には、一緒に、市内中学も、中学の分を分けずに一緒にやっていくことになってしまうのではないかと、そういうことも話しております。

ただ、次回に向けては、東京駅伝のほうが、日にちが2月になるということが、もう既に聞こえてきておりますので、次回に向けては市内の中学校の部が増えるように努力はしたい、努めていきたいと思っておりますので、また状況を見ていろいろ検討を重ねていきたいと思っております。

以上です。

○鈴木委員長 教育長。

○真如教育長 これ、便宜上、分けたというだけの話。順位が全く違う。一緒ですか。

○鈴木委員長 社会教育課長。

○村上社会教育課長 この公園周回コースにつきましては、小学生の部を除きまして全部一斉のスタートです。こちらの一般女子の部から、下から3つ目の市内中学女子の部、こちらについては一斉のスタートで、皆が同じコースを一緒に走っていると、そういう形でございます。

○真如教育長 表彰は。

○村上社会教育課長 表彰は別々です。

○真如教育長 表彰、別々。

○村上社会教育課長 はい。この科目ごとに1位から3位まで表彰を行いました。以上でございます。

○真如教育長 そうすると、市内中学男子の部は3校しかやっていないから、1、2、3位はみんな市内ということ。

○村上社会教育課長 男子につきましては、市内の第四中学校から1チームと、あとは喜多方市から来たチーム、こちらは市内男子の部に参加いたしましたので、こちらのチームが2チーム、そういった形で3校が、1位から3位までが受賞したという形になってございます。

以上でございます。

○鈴木委員長 教育長。

○真如教育長 それは、市内を囲い込むということですか。何で一斉にできないのか。要するに、これから日本で初マラソンとあって看板かける割には、何か考え方、狭いのではないのという意識がするのだけれども、どうですか。

○鈴木委員長 社会教育課長。

○村上社会教育課長 先ほど申しあげましたように、当時の陸上競技協会がこの種目を定めまして、そちらには陸上競技協会が市内のジュニアを育成していこうという形で、要は入賞ができるような機会を設けようという形で進めてきた経過もございます。先ほど部長のほうからお話がありましたように、参加チームが少ないことから、この部を統合してはどうかという話も出てございます。しかしながら、来年度は東京駅伝の日程がずれることから、市内の中学の参加増を見込みま

して、それと小学校の部を設けましたから、小学校、中学校を通じた形で、陸上の競技のジュニア育成につながればと、このように考えてございます。

以上でございます。

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

報告事項 9、図書館相互利用及び桜が丘図書館月曜開館利用実績について、本件の報告をお願いいたします。

中央図書館長。

○野口中央図書館長 お手元の資料、その他報告（9）をご覧いただきたいと思えます。

3枚ほどございます。

平成24年度から開始いたしました武蔵村山市との図書館の相互協力、また桜が丘図書館の月曜日開館も約1年間たちましたので、ここで実績を報告させていただきます。

まず1枚目でございますが、相互利用と書いてございます。これは東大和市と書いてございます。東大和市民が武蔵村山市の図書館をご利用いただいている2月末までの状況でございます。

表の見方が、一番上が登録者です。それから、貸し出し者数、貸し出し点数ということで、一番上の登録につきましては、横から4月から2月までございますが、6館、武蔵村山市にございます。そこで、その登録者数が右下、一番右です。149人の方が2月まで、東大和市民が登録してございます。貸し出し者数につきましては、2段目でございますが、貸し出しを受けた方は1,792人。一番下が、貸し出し点数ということで、CDも含めまして、ここに限られますので、6,134点ということでございます。

これを見ますと、登録者数におきましては、一番上の表ですが、雷塚図書館が69人、それから2番目に多い大南が39人、中藤が3番目で28人という状況でございます。

それから、貸し出し者数でございますが、これにつきましては2段目でございますが、大南が494人です。それから、2番目が雷塚、3番目が中藤ということで、そのような順番になってございます。

一番下が貸し出し点数でございますが、これにつきましては中段の中藤図書館が1,908、それから大南が1,699、雷塚が1,509ですね、こんなような状況でござ

います。中藤につきましては、貸し出し点数が一番多いということでございますが、これは芋窪地区の方がかなり中藤地区、大曲のところでございますが、かなり使っているような傾向がございます。

相互利用の図書館、武蔵村山市につきましては以上でございます。

それから、2段目、3段目でOPACと書いてございますが、これにつきましては2段目の貸し出し者数というところで、7月から数字が入ってございます。点数につきましても、7月から入っています。これはインターネット上です。自宅のインターネットから貸し出しの利用をしまして、それで予約をすると、それで貸し出しを受ける。あるいは、これは武蔵村山市の図書館の中で、機械が置いてありまして、パソコンを置いて、そこで貸し出しの利用をしたりということで、武蔵村山市は当初やっておりませんでした。相互協力の影響かもしれませんが、7月からOPACという機械で、検索して利用、貸し出しできる、あるいは自宅からできるということで7月からの数字が入ってございます。これは、そういうようなOPACの数字でございます。

それから、2枚目でございますが、これは今度は武蔵村山市の市民の方が東大和市の図書館、3館をご利用いただいた状況でございます。それと過去、15年度からやっておられます東村山市も参考につけさせていただいてございます。

やはり同じように、上の2段が登録、2段目が貸し出し者数、3段目が貸し出し点数ということになってございます。一番下が、合計の個人の貸し出し点数の全体でございます。

武蔵村山市の市民の方が、登録をされているのは、やはり中央図書館が一番多いようございまして、一番上の段で、一番右にいきますけれども、389人、これは3月17日現在でございますので、約11箇月半、そのような状況でございます。2番目に多いのが、やはり桜が丘図書館ですね。3番目が清原図書館です。

それから、2段目の貸し出し者数でございますが、武蔵村山市、やはり中央図書館が一番貸し出しが多くございまして、2,700強、それから2番目が桜が丘図書館、3番目が清原図書館、それからOPACが、以前からやっておりますので、そういったことで223件です。

それから、3段目、貸し出し点数でございますが、やはり武蔵村山市の方が使っているのは中央図書館ですね。これが一番多くて1万3,247と、桜が丘が2,315、清原が871、OPACが766、締めて1万7,199、このような状況でございます。

武蔵村山市の方が東大和市の図書館を使うに際しまして、やはり駐車場の関係がございませぬ。これご存じのように、全体で駐車場がしっかりありますので、車で来る方が多いということもございませぬ。それから、資料がやはり充実しているということが、3館の上では大きいと思ひます。地理的には桜が丘図書館が近いのですが、あそこは図書館用駐車場がございませぬので、やはり自転車や歩きなどで行かれるというような状況かと、分析してございませぬ。

それから、3枚目の横になりますが、こちらは24年度、4月23日の月曜日から行ひました桜が丘図書館、今までは月曜日、火曜日、休館日だったわけですが、いろいろご意見をいただきまして、何とか努力、職員の協力を得て、去年の4月23日から行つたものです。やはり3月17日現在でございませぬが、右に沿つて月、それから曜日別になつてございませぬので、月曜日から日曜日までの合計と、貸し出し点数と利用者人数でございませぬ。これにつきましては、貸し出し者数につきましては、やはり一番日曜日が多いようございませぬ。全体でいきますと12万2,141点でございませぬが、そんな中で、やはり日曜日が3万2,025です。それから、土曜日が2万8,549、それから3番目が水曜日、このような状況でございませぬ。

これを分析しますと、月曜日は今まで全然、桜が丘では開館しておりませぬでしたが、6月の時点で、既に木曜日を、従来から開館して行ひました木曜日を上回るような状況になつてきました。トータル数を見ますと、月曜日は1万1,466、木曜日は1万2,933と。4月は1日を比べますと、やはりもう月曜日も木曜日も同じように使われて行ひているというような状況かと思ひます。

利用人数につきましても、同じような傾向でございませぬ。

以上でございませぬ。

○鈴木委員長 報告が終わりませぬ。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたしませぬ。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたしませぬ。

これで、その他報告事項を終了いたしませぬ。

---

### ◎閉会の辞

○鈴木委員長 以上をもちまして、本日予定して行ひました議事日程は全て終了いたしませぬ。

これをもって、平成25年第3回東大和市教育委員会定例会を閉会いたします。

午後 3時59分閉会

以上の会議の顛末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

東大和市教育委員会委員長 鈴木 敏彦

会議録署名委員 武石 修一郎